

2014年1月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



**BNP PARIBAS**

ビー・エヌ・ピー・パリバ  
(BNPパリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017年2月10日満期  
早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動  
デジタルクーポン円建社債

— 売 出 人 —

株式会社SBI証券

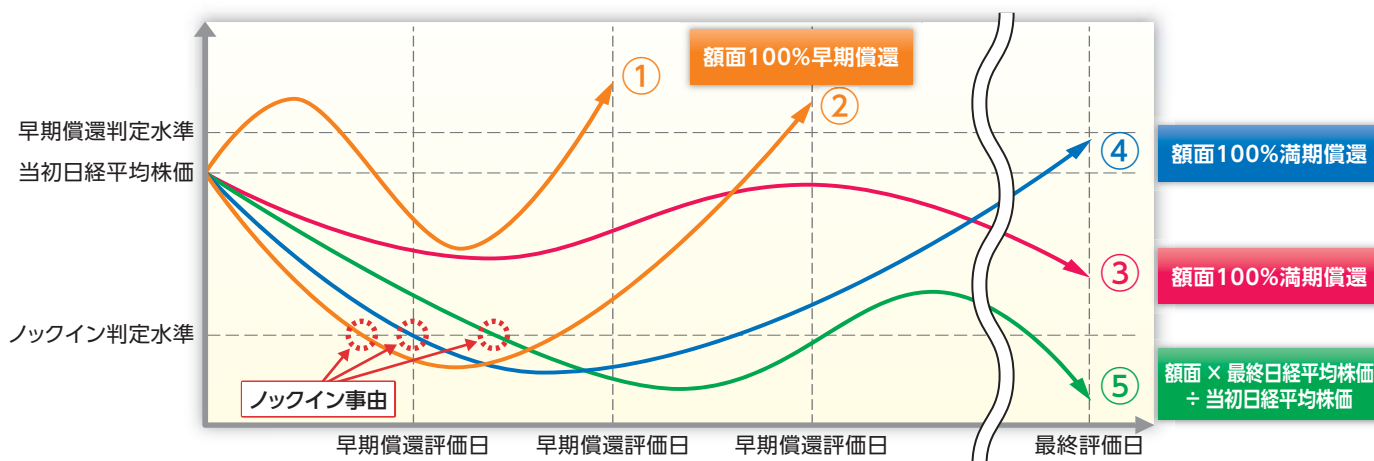
ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017 年 2 月 10 日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債（以下「本社債」といいます。）の利率、満期償還金額および償還時期は、本社債の要項に従い、日経平均株価の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第 2 売出要項、3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照下さい。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

## 償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

### 償還決定方法



#### ①、② 額面100%で早期償還

ロックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

#### ③ ロックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、日経平均株価終値がロックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

#### ④ ロックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、日経平均株価終値がロックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 $\geq$ 当初日経平均株価終値」の場合、額面100%で満期償還となります。

#### ⑤ ロックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、日経平均株価終値がロックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終評価日において、「日経平均株価終値 < 当初日経平均株価終値」の場合、「額面金額 $\times$ (最終日経平均株価 $\div$ 当初日経平均株価)」の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還および買入れ」をご確認ください。

### <日経平均株価(ご参考)>



出所:ブルームバーグ、2001年1月4日から2014年1月17日

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

## 最悪シナリオを想定した想定損失額

### 満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標（日経平均株価）の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」という）のシミュレーションです（将来における実際の損失額を示すものではありません。）。

#### <満期償還時の想定損失額（過去データ）>

以下の観測期間における日経平均株価の最大下落率は、以下の通りです。

観測期間	期間	日経平均株価		最大下落率
		最大値	最小値	
2011/1/4～2013/12/30	3年	16,291.31	8,160.01	-50.0%
2010/1/4～2013/12/30	4年	16,291.31	8,160.01	-50.0%
2006/12/1～2009/11/29*	3年	18,261.98	7,054.98	-61.4%

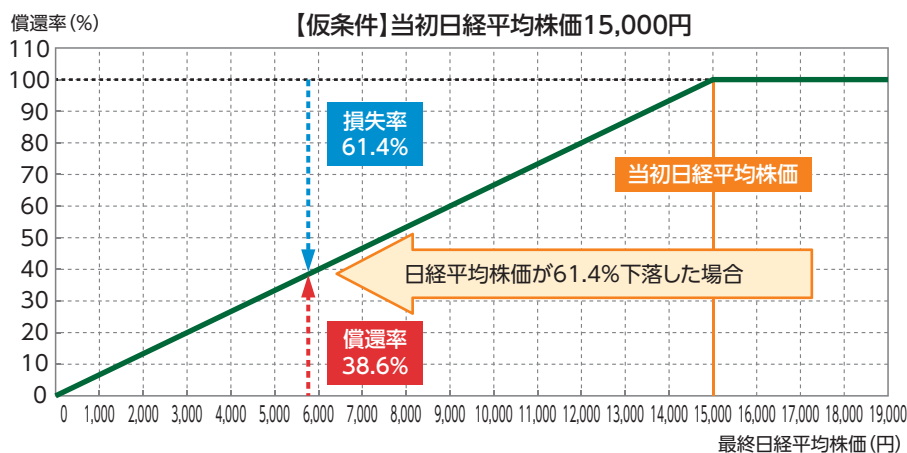
\*2000年以降で3年間にわたる過去最大の下落率が、2006/12/1～2009/11/29の観測期間における下落率になります。

#### <満期償還のイメージ（ノックイン事由発生時）>

本債券の満期償還時における日経平均株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に61.4%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して61.4%相当になります。

上記想定最大下落率を超えて最終日経平均株価が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。

日経平均株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。



当初日経平均株価からの下落率に応じた、1額面金額500,000円あたりの想定損失額は、以下のとおりです。

当初日経平均株価からの下落率	満期償還金額 (円)	想定損失額 (円)	償還率
0%	500,000	0	100%
-10%	450,000	-50,000	90%
-20%	400,000	-100,000	80%
-30%	350,000	-150,000	70%
-40%	300,000	-200,000	60%
-50%	250,000	-250,000	50%
-60%	200,000	-300,000	40%
-70%	150,000	-350,000	30%
-80%	100,000	-400,000	20%
-90%	50,000	-450,000	10%
-100%	0	-500,000	0%

### 中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として日経平均株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

#### ■ 過去における日経平均株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における日経平均株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に61.4%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して61.4%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

#### ■ 上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額は、日経平均株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。

なお、日経平均株価が早期償還判定水準や当初日経平均株価を上回っている場合でも、本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる可能性があります。

#### ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における日経平均株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において日経平均株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

\*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-外 26-173

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 26 年 1 月 24 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ  
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者  
(Chief Financial Officer)  
ラルス・マシュニル  
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者  
(Head of Investor Relations and Financial Information)  
ステファン・ドウ・マルニャック  
(Stéphane de Marnhac)

BNPパリバ証券株式会社  
代表取締役CEO  
(CEO and Representative Director of  
BNP Paribas Securities (Japan) Limited)  
フィリップ・アヴリル  
(Philippe Avril)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地  
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船越 輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 3 億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 24 年 8 月 16 日
効力発生日	平成 24 年 8 月 24 日
有効期限	平成 26 年 8 月 23 日
発行登録番号	24-外 26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】  
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
24-外 26-1	平成 24 年 8 月 31 日	648,900,000 円		該当事項なし
24-外 26-2	平成 24 年 8 月 31 日	5,886,650,000 円		該当事項なし
24-外 26-3	平成 24 年 9 月 5 日	483,840,000 円		該当事項なし
24-外 26-4	平成 24 年 9 月 5 日	304,360,000 円		該当事項なし
24-外 26-5	平成 24 年 9 月 20 日	202,180,000 円		該当事項なし
24-外 26-6	平成 24 年 9 月 20 日	738,311,250 円		該当事項なし
24-外 26-7	平成 24 年 9 月 21 日	400,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-8	平成 24 年 9 月 21 日	240,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-9	平成 24 年 9 月 25 日	156,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-10	平成 24 年 9 月 28 日	440,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-11	平成 24 年 9 月 28 日	392,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-12	平成 24 年 9 月 28 日	1,371,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-13	平成 24 年 9 月 28 日	510,770,000 円		該当事項なし
24-外 26-14	平成 24 年 10 月 1 日	4,120,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-15	平成 24 年 10 月 3 日	182,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-16	平成 24 年 10 月 4 日	937,440,000 円		該当事項なし
24-外 26-17	平成 24 年 10 月 10 日	1,542,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-18	平成 24 年 10 月 12 日	321,650,000 円		該当事項なし
24-外 26-19	平成 24 年 10 月 15 日	809,558,750 円		該当事項なし
24-外 26-20	平成 24 年 10 月 16 日	100,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-21	平成 24 年 10 月 19 日	205,600,000 円		該当事項なし
24-外 26-22	平成 24 年 10 月 19 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-23	平成 24 年 11 月 15 日	150,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-24	平成 24 年 11 月 16 日	231,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-25	平成 24 年 11 月 30 日	549,450,000 円		該当事項なし
24-外 26-26	平成 24 年 12 月 3 日	1,155,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-27	平成 24 年 12 月 3 日	430,500,000 円		該当事項なし
24-外 26-28	平成 24 年 12 月 5 日	1,656,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-29	平成 24 年 12 月 7 日	300,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-30	平成 24 年 12 月 7 日	684,664,200 円		該当事項なし

24-外 26-31	平成 24 年 12 月 10 日	299,460,000 円	該当事項なし
24-外 26-32	平成 24 年 12 月 13 日	700,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-33	平成 24 年 12 月 20 日	510,946,826 円	該当事項なし
24-外 26-34	平成 24 年 12 月 20 日	600,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-35	平成 24 年 12 月 25 日	677,245,120 円	該当事項なし
24-外 26-36	平成 24 年 12 月 28 日	1,053,990,000 円	該当事項なし
24-外 26-37	平成 24 年 12 月 28 日	4,839,680,000 円	該当事項なし
24-外 26-38	平成 24 年 12 月 28 日	322,620,000 円	該当事項なし
24-外 26-39	平成 25 年 1 月 8 日	4,800,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-40	平成 25 年 1 月 8 日	2,855,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-41	平成 25 年 1 月 8 日	200,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-42	平成 25 年 1 月 8 日	563,400,000 円	該当事項なし
24-外 26-43	平成 25 年 1 月 11 日	331,200,000 円	該当事項なし
24-外 26-44	平成 25 年 1 月 15 日	1,605,800,000 円	該当事項なし
24-外 26-45	平成 25 年 1 月 18 日	310,920,000 円	該当事項なし
24-外 26-46	平成 25 年 1 月 22 日	302,271,000 円	該当事項なし
24-外 26-47	平成 25 年 1 月 23 日	700,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-48	平成 25 年 1 月 31 日	1,727,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-49	平成 25 年 1 月 31 日	728,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-50	平成 25 年 1 月 31 日	365,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-51	平成 25 年 2 月 21 日	900,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-52	平成 25 年 2 月 22 日	690,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-53	平成 25 年 2 月 22 日	380,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-54	平成 25 年 3 月 29 日	820,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-55	平成 25 年 3 月 29 日	1,146,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-56	平成 25 年 3 月 29 日	864,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-57	平成 25 年 3 月 29 日	277,574,000 円	該当事項なし
24-外 26-58	平成 25 年 3 月 29 日	1,914,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-59	平成 25 年 4 月 1 日	542,300,000 円	該当事項なし
24-外 26-60	平成 25 年 4 月 4 日	527,506,800 円	該当事項なし
24-外 26-61	平成 25 年 4 月 4 日	399,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-62	平成 25 年 4 月 8 日	982,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-63	平成 25 年 4 月 10 日	804,540,000 円	該当事項なし

24-外 26-64	平成 25 年 4 月 10 日	327,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-65	平成 25 年 4 月 10 日	506,750,000 円	該当事項なし
24-外 26-66	平成 25 年 4 月 12 日	1,040,060,000 円	該当事項なし
24-外 26-67	平成 25 年 4 月 12 日	814,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-68	平成 25 年 4 月 17 日	641,847,360 円	該当事項なし
24-外 26-69	平成 25 年 4 月 17 日	2,600,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-70	平成 25 年 4 月 17 日	253,849,600 円	該当事項なし
24-外 26-71	平成 25 年 4 月 19 日	290,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-72	平成 25 年 4 月 19 日	480,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-73	平成 25 年 5 月 10 日	1,040,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-74	平成 25 年 5 月 10 日	135,200,000 円	該当事項なし
24-外 26-75	平成 25 年 5 月 10 日	284,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-76	平成 25 年 5 月 10 日	296,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-77	平成 25 年 5 月 10 日	966,400,000 円	該当事項なし
24-外 26-78	平成 25 年 5 月 10 日	1,696,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-79	平成 25 年 5 月 17 日	2,100,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-80	平成 25 年 5 月 17 日	820,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-81	平成 25 年 5 月 17 日	1,100,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-82	平成 25 年 5 月 17 日	3,100,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-83	平成 25 年 5 月 17 日	920,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-84	平成 25 年 5 月 21 日	534,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-85	平成 25 年 6 月 12 日	447,900,000 円	該当事項なし
24-外 26-86	平成 25 年 6 月 12 日	464,400,000 円	該当事項なし
24-外 26-87	平成 25 年 6 月 12 日	1,935,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-88	平成 25 年 6 月 12 日	1,590,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-89	平成 25 年 6 月 13 日	1,100,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-90	平成 25 年 6 月 14 日	310,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-91	平成 25 年 6 月 14 日	700,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-92	平成 25 年 6 月 20 日	161,200,000 円	該当事項なし
24-外 26-93	平成 25 年 6 月 20 日	800,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-94	平成 25 年 6 月 24 日	155,190,000 円	該当事項なし
24-外 26-95	平成 25 年 6 月 24 日	315,200,000 円	該当事項なし
24-外 26-96	平成 25 年 6 月 24 日	308,400,000 円	該当事項なし



24-外 26-97	平成 25 年 6 月 25 日	655,350,000 円	該当事項なし
24-外 26-98	平成 25 年 6 月 25 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-99	平成 25 年 6 月 26 日	4,620,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-100	平成 25 年 6 月 26 日	307,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-101	平成 25 年 6 月 26 日	295,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-102	平成 25 年 6 月 27 日	297,825,000 円	該当事項なし
24-外 26-103	平成 25 年 6 月 28 日	2,178,400,000 円	該当事項なし
24-外 26-104	平成 25 年 6 月 28 日	692,100,000 円	該当事項なし
24-外 26-105	平成 25 年 6 月 28 日	1,000,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-106	平成 25 年 7 月 3 日	500,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-107	平成 25 年 7 月 10 日	300,930,000 円	該当事項なし
24-外 26-108	平成 25 年 8 月 7 日	610,880,000 円	該当事項なし
24-外 26-109	平成 25 年 8 月 7 日	455,400,000 円	該当事項なし
24-外 26-110	平成 25 年 8 月 7 日	1,771,200,000 円	該当事項なし
24-外 26-111	平成 25 年 8 月 7 日	469,260,000 円	該当事項なし
24-外 26-112	平成 25 年 8 月 7 日	581,985,000 円	該当事項なし
24-外 26-113	平成 25 年 8 月 7 日	391,600,000 円	該当事項なし
24-外 26-114	平成 25 年 8 月 14 日	210,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-115	平成 25 年 8 月 16 日	930,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-116	平成 25 年 8 月 16 日	700,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-117	平成 25 年 8 月 19 日	314,920,000 円	該当事項なし
24-外 26-118	平成 25 年 8 月 23 日	614,400,000 円	該当事項なし
24-外 26-119	平成 25 年 8 月 29 日	515,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-120	平成 25 年 9 月 6 日	302,800,000 円	該当事項なし
24-外 26-121	平成 25 年 9 月 6 日	1,504,300,000 円	該当事項なし
24-外 26-122	平成 25 年 9 月 10 日	297,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-123	平成 25 年 9 月 11 日	500,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-124	平成 25 年 9 月 13 日	2,043,900,000 円	該当事項なし
24-外 26-125	平成 25 年 9 月 13 日	800,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-126	平成 25 年 9 月 18 日	329,000,000 円	該当事項なし
24-外 26-127	平成 25 年 10 月 1 日	1,892,500,000 円	該当事項なし
24-外 26-128	平成 25 年 10 月 1 日	538,680,000 円	該当事項なし
24-外 26-129	平成 25 年 10 月 2 日	297,600,000 円	該当事項なし

24-外 26-130	平成 25 年 10 月 4 日	1, 182, 720, 000 円	該当事項なし
24-外 26-131	平成 25 年 10 月 8 日	417, 477, 000 円	該当事項なし
24-外 26-132	平成 25 年 10 月 8 日	250, 800, 000 円	該当事項なし
24-外 26-133	平成 25 年 10 月 10 日	554, 800, 000 円	該当事項なし
24-外 26-134	平成 25 年 10 月 10 日	1, 550, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-135	平成 25 年 10 月 11 日	500, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-136	平成 25 年 11 月 8 日	392, 220, 000 円	該当事項なし
24-外 26-137	平成 25 年 11 月 8 日	484, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-138	平成 25 年 11 月 11 日	20, 000, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-139	平成 25 年 11 月 12 日	1, 048, 950, 000 円	該当事項なし
24-外 26-140	平成 25 年 11 月 13 日	485, 870, 000 円	該当事項なし
24-外 26-141	平成 25 年 11 月 15 日	19, 200, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-142	平成 25 年 11 月 15 日	228, 060, 000 円	該当事項なし
24-外 26-143	平成 25 年 11 月 15 日	199, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-144	平成 25 年 11 月 18 日	970, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-145	平成 25 年 11 月 21 日	309, 190, 000 円	該当事項なし
24-外 26-146	平成 25 年 11 月 21 日	160, 800, 000 円	該当事項なし
24-外 26-147	平成 25 年 11 月 21 日	482, 020, 000 円	該当事項なし
24-外 26-148	平成 25 年 11 月 22 日	500, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-149	平成 25 年 11 月 29 日	700, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-150	平成 25 年 11 月 29 日	1, 385, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-151	平成 25 年 11 月 29 日	217, 765, 000 円	該当事項なし
24-外 26-152	平成 25 年 12 月 2 日	710, 220, 000 円	該当事項なし
24-外 26-153	平成 25 年 12 月 2 日	201, 750, 000 円	該当事項なし
24-外 26-154	平成 25 年 12 月 2 日	493, 900, 000 円	該当事項なし
24-外 26-155	平成 25 年 12 月 5 日	377, 160, 000 円	該当事項なし
24-外 26-156	平成 25 年 12 月 6 日	300, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-157	平成 25 年 12 月 9 日	199, 058, 800 円	該当事項なし
24-外 26-158	平成 25 年 12 月 10 日	1, 180, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-159	平成 25 年 12 月 13 日	450, 000, 000 円	該当事項なし
24-外 26-160	平成 25 年 12 月 20 日	354, 080, 000 円	該当事項なし
24-外 26-161	平成 25 年 12 月 24 日	8, 500, 000 ブラジル・リアル (376, 380, 000 円) (注 1)	該当事項なし

24-外 26-162	平成 26 年 1 月 6 日	15,000,000 ブラジル・レアル (668,550,000 円) (注 2)	該当事項なし	
24-外 26-163	平成 26 年 1 月 7 日	1,275,000,000 円	該当事項なし	
24-外 26-164	平成 26 年 1 月 9 日	1,168,000,000 円	該当事項なし	
24-外 26-165	平成 26 年 1 月 10 日	8,500,000 ブラジル・レアル (374,680,000 円) (注 3)	該当事項なし	
24-外 26-166	平成 26 年 1 月 10 日	20,000,000 南アフリカ・ランド (197,000,000 円) (注 4)	該当事項なし	
24-外 26-167	平成 26 年 1 月 15 日	500,000,000 円	該当事項なし	
24-外 26-168	平成 26 年 1 月 17 日	870,000,000 円	該当事項なし	
24-外 26-169	平成 26 年 1 月 17 日	1,020,000,000 円	該当事項なし	
24-外 26-170	平成 26 年 1 月 17 日	1,610,000,000 円	該当事項なし	
24-外 26-171	平成 26 年 1 月 17 日	11,000,000 ブラジル・レアル (489,500,000 円) (注 5)	該当事項なし	
24-外 26-172	平成 26 年 1 月 20 日	8,500,000 ブラジル・レアル (374,510,000 円) (注 6)	該当事項なし	
実績合計額		180,446,215,706 円	減額総額	0 円

(注 1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2014 年 1 月 24 日に行われる予定だが、邦貨換算額の算出のための換算レートはまだ入手できない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013 年 12 月 19 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル=44.28 円の換算レートで換算されている。

(注 2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2014 年 2 月 3 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2013 年 12 月 26 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル=44.57 円の換算レートで換算されている。

(注 3) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2014 年 2 月 7 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2014 年 1 月 8 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル=44.08 円の換算レートで換算されている。

(注 4) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2014 年 2 月 7 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京 U F J 銀行が発表した 2014 年 1 月 8 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 南アフリカ・ランド=9.85 円の換算レートで換算されている。

(注 5) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2014 年 2 月 12 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2014 年 1 月 15 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル=44.50 円の換算レートで換算されている。

(注 6) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2014 年 2 月 12 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、2014 年 1 月 16 日現在の PTAX レート終値としてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・レアル/円の換算レートの仲値の逆数 1 ブラジル・レアル=44.06 円の換算レートで換算されている。

【残額】  
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

319,553,784,294 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。  
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店  
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウ ノースタワー

## 目 次

	頁
<b>第一部【証券情報】</b> .....	1
<b>第1【募集要項】</b> .....	1
<b>第2【売出要項】</b> .....	1
1【売出有価証券】 .....	1
2【売出しの条件】 .....	3
3【売出社債に関するその他の条件等】 .....	3
<b>第3【第三者割当の場合の特記事項】</b> .....	29
<b>第二部【公開買付けに関する情報】</b> .....	29
<b>第三部【参照情報】</b> .....	30
<b>第1【参照書類】</b> .....	30
<b>第2【参照書類の補完情報】</b> .....	30
<b>第3【参照書類を縦覧に供している場所】</b> .....	30
<b>第四部【保証会社等の情報】</b> .....	31
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 .....	32
有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	
－ 2013年度第3四半期決算報告書 .....	33
－ ベルギー政府とBNPパリバの共同プレスリリース .....	58
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移 .....	59

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項なし。

### 第2【売出要項】

#### 1【売出有価証券】

##### (1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2017年2月10日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	3億円(注2)	売出価額の総額	3億円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	50万円
償還期限	2017年2月10日(ロンドン時間)(注3)		
利率	額面金額に対して 2014年2月12日(同日を含む。)から2014年5月10日(同日を含まない。)まで 年4.75% 2014年5月10日(同日を含む。)以降2017年2月10日(同日を含まない。)まで 利率決定日における日経平均株価終値により以下のとおり変動する。 利率決定日における日経平均株価終値が利率決定価格以上の場合 年4.75% 利率決定日における日経平均株価終値が利率決定価格未満の場合 年0.10%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 (以下「売出人」という。) 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘要	ビー・エヌ・ピー・パリバ(以下「発行会社」という。)により発行される非劣後 長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・ サービス・インクより「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・ サービスズより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の 条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注4に記載の代理人契約に基づき、2014年2月10日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、3億円である。

(注3) 本社債は、日経平均株価が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ、(a) 日経平均株価の水準による期限前償還」に記載のとおり、各早期償還評価日における日経平均株価終値が早期償還判定水準と同額かそれを上回った場合、額面金額で各早期償還評価日に対応する早期償還日に自動的に早期償還されることになる。

本社債が早期償還または期限前償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が(i)観察期間中、常に日経平均株価終値がノックイン判定水準を上回っていたと決定した場合は額面金額により、(ii)観察期間中のいずれかの日に日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、かつ最終日経平均株価が当初日経平均株価と等しいかまたはこれを上回っていたと決定した場合は額面金額により、(iii)観察期間中のいずれかの日に日経平均株価終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、かつ最終日経平均株価が当初日経平均株価未満となったと決定した場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額(ただし、0円以上の額とし、1円未満を四捨五入する。)により、それぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当次日経平均株価}}$$

なお、早期償還および期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」に定義されている。

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、日経平均株価（かかる指数には上下動がある。）の変動によって左右される。申込人は、日経平均株価の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

(注4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、発行代理人、主支払代理人および為替代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「為替代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または為替代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービス、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2013年6月3日付で締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関、名義書換代理人および為替代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2013年6月3日付で発行会社により発行された改訂書換約款（Deed of Covenant）を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

## 2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2014年1月24日から 2014年2月10日まで
申込単位	50万円	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注)	受渡期日	2014年2月12日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の 住所および氏名または 名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

## 3【売出社債に関するその他の条件等】

### 売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、日本国の株式市場の動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。

### 価格変動リスク

ロックイン事由が生じた場合、本社債の(満期)償還金額は、一定の算式に従って決定される。日経平均株価の変動によっては投資元本を大きく割り込むことがある。本社債の途中売却価格は、金利動向や日経平均株価動向、その他の市場環境などの影響を受けて上下する。これにより投資元本を大きく割り込むことがある。

### 利率変動リスク

本社債の利率は、一定の条件に従って決定される。場合によっては、低い利率(0.10パーセント)での運用が継続する可能性があるほか、当初期待した金利収益を得られないことがある。

### 期限前償還または早期償還による再運用リスク

本社債は、満期償還日より前に償還されることがある。この場合、償還された金額を再運用するときの利回りが、仮に本社債が存続した場合の利回りを下回ることがある。



## 信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われず、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

## 投資利回りリスク

本社債の満期償還金額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

## 途中売却価格に影響する要因

償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、償還される日より前の本社債の価値および売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を有効に打ち消す可能性がある。償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、最も有利な状況においても各本社債の当初の投資金額である額面金額を大きく上回らない可能性があることに注意する必要がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価値への影響を例示する。

### ① 日経平均株価

一般的に、日経平均株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、日経平均株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。しかし、本社債の価値および売却価格は、本社債の発行後の日経平均株価が条件設定日における日経平均株価を大きく上回る場合においても、各本社債につき額面金額を大きく超えない可能性がある。本社債の満期償還日が近づくにつれ、本社債の価値は日経平均株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

### ② 日経平均株価の予想変動率

日経平均株価の予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅および頻度の基準を表わす。一般的に、日経平均株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与える。日経平均株価の予想変動率の減少は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは日経平均株価や本社債の満期償還金額または早期償還の有無が決定される評価日までの期間等によって変動する。

### ③ 評価日または償還日までの残存期間

本社債の価格は評価日の前後で変動する 경우가多く、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向がある。

#### ④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの上昇または日経平均株価構成銘柄および日経平均株価先物の保有コストの減少は、本社債の価値に悪影響を及ぼす。逆に、日経平均株価の構成銘柄の配当利回りの下落または日経平均株価構成銘柄および日経平均株価先物の保有コストの増加は、本社債の価値に良い影響を与える。

#### ⑤ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、標準的な格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

#### 本社債に影響を与える市場活動

発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、市場における価格、したがって、本社債の価値に影響を与える可能性があり、またはこれにより日経平均株価がノックイン判定水準と同額かもしくはそれを下回る可能性がある。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

#### 税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

## 潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、混乱事由発生日の有無に関する計算代理人の決定やその他の計算代理人の判断に関して、そのような場合が起こりうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ UKリミテッドは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

## 社債の要項の概要

### 1. 利息

(a) 各本社債は、2014年2月12日（同日を含む。）から利息が付され、2014年2月12日（同日を含む。）から2014年5月10日（同日を含まない。）までの利息期間に関する利率は、その額面金額に対し年4.75パーセントとし、額面金額50万円の各本社債につき、2014年5月10日の利払期日に5,806円が支払われる。

(b) 2014年5月10日（同日を含む。）から2017年2月10日（同日を含まない。）までの各利息期間に関する利率は、計算代理人により以下のとおり決定され、各年2月10日、5月10日、8月10日および11月10日の各利払期日に、後払いで支払われる。

(i) 各利率決定日における日経平均株価終値が利率決定価格以上である場合には、額面金額に対し年4.75パーセントの割合で利息が付され、各利率決定日の直後の利払期日に、額面金額50万円の各本社債につき、5,938円が支払われる。

(ii) 各利率決定日における日経平均株価終値が利率決定価格未満の場合には、額面金額に対し年0.10パーセントの割合で利息が付され、各利率決定日の直後の利払期日に、額面金額50万円の各本社債につき、125円が支払われる。

「利息期間」とは、最初に到来する利払期日（2014年5月10日）については2014年2月12日（同日を含む。）から2014年5月10日（同日を含まない。）までの期間をいい、それよりも後の各利払期日については直前の利払期日（同日を含む。）から当該利払期日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「利払期日」とは、2014年5月10日（同日を含む。）から2017年2月10日（同日を含む。）までの各年の2月10日、5月10日、8月10日および11月10日をいう。なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時クロス決

済システム (Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2 System) (以下「TARGET2 システム」という。)) が稼動している日をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバUKリミテッド (BNP Paribas UK Limited) をいう。本社債に関する一切の決定は、計算代理人がその単独の絶対的裁量により、誠実に行為し、商業的に合理的な方法により行うものとし、明白な誤謬がない限り本社債権者を拘束するものとする。

「利率決定日」とは、2014年8月10日(同日を含む。)から2017年2月10日(同日を含む。)までの各利払期日の5 予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「2.償還および買入れ、(c)調整事由、(v)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「日経平均株価」とは、東京証券取引所第一部に上場されている選択された225銘柄の株価指数である日経平均株価(日経225)をいい、かかる指数はスポンサーが計算および公表し、その情報は関連スクリーンページに表示される。

「日経平均株価終値」とは、計算代理人より決定され、スポンサーにより公表された日経平均株価の公式な終値をいう。

「関連スクリーンページ」とは、ロイターのページ、N225 または当該ページが利用できない場合には計算代理人が単独の裁量で選定するかかる情報を表示するためのページもしくはサービスをいう。

「スポンサー」とは、株式会社日本経済新聞社(またはその承継人)をいい、株式会社日本経済新聞社のインデックス事業室が日経平均株価の計算を行っている。

「予定取引日」とは、取引所および関係取引所が、それぞれ通常の取引のため開設する予定の日をいう。

「混乱事由発生日」とは、予定取引日のうち、(i)取引所および/もしくは関係取引所が通常の取引時間内に取引のため開設されなかった日または(ii)市場混乱事由が発生した日をいう。

「取引所」とは、株式会社東京証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは日経平均株価を構成する株式の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム(ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該日経平均株価を構成する株式について、取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。)をいう。

「関係取引所」とは、株式会社大阪証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは日経平均株価に関連する先物もしくはオプションの取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム(ただし、かかる暫定的な代替の取引所もしくは取引システムが、日経平均株価に関連する先物もしくはオプションについて、関係取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。)をいう。

「市場混乱事由」とは、評価時刻までの1時間以内に、計算代理人が重大なものであると判断する取引混乱事由、取引所混乱事由または取引早期終了事由が発生したまたは存在することをいう。当該日経平均株価に関するある時点における市場混乱事由の有無の判定において、当該日経平均株価を構成する銘

柄に関して市場混乱事由が発生したと判定された場合には、日経平均株価の構成銘柄全体に占める当該構成銘柄の構成比率は、かかる市場混乱事由の発生直前の日経平均株価の構成銘柄全体に対する当該構成銘柄の寄与部分の割合に基づいて算定される。計算代理人は、本要項第 10 項に従って、市場混乱事由が発生しなかったならば条件設定日、利率決定日、早期償還評価日または最終評価日であったであろう日における市場混乱事由の発生について、本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

「評価時刻」とは、予定取引終了時をいう。

「取引混乱事由」とは、取引所もしくは関係取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、(i) 取引所における日経平均株価の 20 パーセント以上を構成する銘柄の取引または (ii) 関係取引所における日経平均株価に関連する先物もしくはオプションの取引につき、取引所もしくは関係取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいう。

「取引所混乱事由」とは、市場参加者による (i) 取引所における日経平均株価の 20 パーセント以上を構成する銘柄の取引もしくは市場価値の把握または (ii) 関係取引所における日経平均株価に関連する先物もしくはオプションの取引もしくは市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（取引早期終了事由を除く。）をいう。

「取引早期終了事由」とは、取引所営業日において、日経平均株価の 20 パーセント以上を構成する銘柄に関する取引所または関係取引所における取引が予定取引終了時よりも前に終了することをいう。ただし、(i) 当該取引所営業日における取引所もしくは関係取引所の通常取引が実際に終了した時点または (ii) 当該取引所営業日の評価時刻における執行のための取引所もしくは関係取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の 1 時間以上前に、取引所または関係取引所によりかかる早期終了時間が発表された場合には、この限りでない。

「予定取引終了時」とは、取引所または関係取引所および予定取引日に関しては、かかる予定取引日における取引所または関係取引所の平日の取引終了予定時刻（取引時間終了後の取引または通常の取引時間外に行われるその他の取引を考慮しない。）をいう。

「取引所営業日」とは、取引所または関係取引所における取引がそれぞれの予定取引終了時より前に終了するか否かにかかわらず、かかる取引所および関係取引所が、それぞれ通常の取引のため開設する予定取引日をいう。

「利率決定価格」とは、当初日経平均株価の 85 パーセントに相当する金額（小数点第 3 位を四捨五入する。）をいう。

「当初日経平均株価」とは、条件設定日における日経平均株価終値をいう。

（注）売出人は、当初日経平均株価の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初日経平均株価および利率決定価格を通知する。

「条件設定日」とは、2014年2月12日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「2. 償還および買入れ、(c)調整事由、(v)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

(c) 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1円未満は四捨五入する。

(d) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i)当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii)主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第10項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

## 2. 償還および買入れ

### (a) 日経平均株価の水準による期限前償還

計算代理人がその単独の裁量により各早期償還評価日における日経平均株価終値が早期償還判定水準と同額かまたはそれを上回ったと決定した場合（以下「早期償還事由」という。）、各本社債はかかる早期償還事由の発生した各早期償還評価日の直後の利払期日（2017年2月10日を除く。）（以下「早期償還日」という。）において、額面金額に早期償還日までの利息を付して早期償還される。

（注）かかる早期償還は、早期償還評価日より前にロックイン事由が発生したか否かにかかわらず額面金額に早期償還日までの利息を付して償還される。

「早期償還評価日」とは、2014年5月10日（同日を含む。）から2016年11月10日（同日を含む。）までの各利払期日の5予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(c)調整事由、(v)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「早期償還判定水準」とは、当初日経平均株価の105パーセントに相当する金額（小数点第3位を四捨五入する。）をいう。

（注）売出人は、当初日経平均株価の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初日経平均株価および早期償還判定水準を通知する。

### (b) 満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還金額」という。）で償還される。

(i) ロックイン事由が発生しなかった場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

(ii) ロックイン事由が発生し、かつ最終日経平均株価が当初日経平均株価と等しいかまたはこれを上回っていた場合には、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

(iii) ノックイン事由が発生し、かつ最終日経平均株価が当初日経平均株価未満となった場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額（1 円未満を四捨五入する。）で償還されるものとする。ただし、かかる満期償還金額は、0 円以上の金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終日経平均株価}}{\text{当初日経平均株価}}$$

「満期償還日」とは、2017 年 2 月 10 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「ノックイン事由」とは、観察期間中のいずれかの予定取引日に日経平均株価終値が、一度でもノックイン判定水準以下となったと計算代理人が決定した場合をいう。

「ノックイン判定水準」とは、当初日経平均株価の 70 パーセントに相当する金額（小数点第 3 位を四捨五入する。）をいう。

（注）売出人は、当初日経平均株価の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初日経平均株価およびノックイン判定水準を通知する。

「最終日経平均株価」とは、最終評価日における日経平均株価終値をいう。

「観察期間」とは、受渡期日（2014 年 2 月 12 日）（同日を含む。）から満期償還日の 5 予定取引日前の日（同日を含む。）までの期間をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の 5 予定取引日前の日（2017 年 2 月 3 日を予定している。）をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(c)調整事由、(v)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

#### (c) 調整事由

##### (i) 日経平均株価の概略

別段の定めのない限り、日経平均株価に関する本書の記載は、公表文書に基づくものである。

日経平均株価は、選択された日本株式構成銘柄の価格の推移を示すために、株式会社日本経済新聞社が計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する 225 の株式銘柄によって構成されており（今後も原則として 225 銘柄となる。）、広範な日本の業種を反映している。225 種の全銘柄は、東京証券取引所第一部に上場されているものである。当該 225 種の銘柄は、同取引所で最も活発に取引が行われている株式の中から選択されている。日経平均株価に基づく先物およびオプションについては、シンガポール国際金融取引所、大阪証券取引所およびシカゴ・マーカンタイル取引所において取引されている。

日経平均株価は、修正平均株価加重指数であり（すなわち、日経平均株価における各構成銘柄の加重値は発行会社の株式の時価総額ではなく 1 株当りの株価に基づいている。）、その計算方法は、(i)各構成銘柄の 1 株当りの株価を、当該構成銘柄に対応する加重関数（以下「加重関数」という。）で乗じ、(ii)その積を合計し、(iii)その数値を除数で除したものである。除数は当初 1949 年に設定

されたときは225であったが、2014年1月23日現在25.480となり、下記のとおり調整される。各加重関数は、50円を構成銘柄の額面で除して計算され、各構成銘柄の株価に加重関数を乗じた額が額面を一律50円とした場合の株価に相当するように設定されている。日経平均株価の計算に用いられる株価は、構成銘柄の主要な市場（現在のところ東京証券取引所）において報告されている株価である。日経平均株価の値は、東京証券取引所の取引時間中15秒毎に計算されている。

構成銘柄に影響する市場外の要因、例えば増資、減資、株式分割、株主に対する資産の分配などの一定の変化が生じた場合には、日経平均株価の値が継続的に維持されるように、日経平均株価を計算するための除数は、日経平均株価の値が整合性を欠くような形で変更され継続性を欠くことのないよう修正されている。別の変更が生じた結果さらに修正が必要となるまで、除数は一定値に維持されている。構成銘柄に影響する各変更の結果、除数は、当該変更の発生した直後の株価に加重関数を乗じたものの合計を新たな除数で除した値（すなわち、当該変更直後の日経平均株価の値）がその変更の生じる直前の日経平均株価の値に等しくなるよう修正される。

構成銘柄は、スポンサーの設定する「日経平均株価 構成銘柄選定基準」中の定期見直し基準に従い、毎年1回、10月の第一営業日に見直される。定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限が設けられていない。また、定期見直しとは別に、「日経平均株価 構成銘柄選定基準」中の臨時入れ替え基準に従いこれを入れ替えることがある。

例えば、次の事由により東京証券取引所第一部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外される。

(i)倒産の場合、(ii)被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止の場合、(iii)債務超過などその他の理由による上場廃止または監理ポスト入り、(iv)東京証券取引所第二部への指定替えの場合。

監理ポスト入り銘柄については、原則除外候補となるが、除外の実施は事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断の上決定される。

構成銘柄からある株式を除外した場合には、スポンサーは、自ら設定する基準に従い、その補充銘柄を選択する。銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則とするが、採用銘柄が株式移転または非上場会社を親会社とした株式交換などを実施することにより上場廃止した後、株式移転により設立される完全親会社または株式交換により完全親会社となる非上場会社など事業を継承すると認められる会社が短期間のうちに新規上場し、その銘柄を補充銘柄として採用する場合等、やむをえない場合は該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがある。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更し、指数としての継続性を維持する。



日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は株式会社日本経済新聞社に帰属する。スポンサーは、日経平均株価の計算および公表を継続する義務を負っていない。本社債は、いかなる方法によってもスポンサーにより後援、推奨、販売または企画されたものではない。本書の記載により、スポンサーは、発行会社、本社債権者その他の公衆に対して、日経平均株価、および／または特定の日時において当該日経平均株価が示す数値の使用から帰結される結果その他につき、明示または黙示を問わずいかなる保証および表明も行っていない。スポンサーは、日経 225 における誤りにつきいかなる者に対しても（過失その他を問わず）責任を負わないものとし、またいかなる者に対してもかかる誤りを通知する義務を負わないものとする。スポンサーは、日経平均株価の決定、構成または計算に際し発行会社または本社債権者のニーズを考慮する義務を負っていない。またスポンサーは、本社債の発行時期、価格や数量の決定や、本社債が現金決済される算式の決定や計算について責任を負わず、これらに関与していない。スポンサーは本社債の管理、販売または取引について何ら責任を負わない。

(ii) 日経平均株価の調整

(a) スポンサー承継人による日経平均株価の計算および公表

日経平均株価が、(i) スポンサーにより計算され公表されなかったものの計算代理人の認めるスポンサーの承継人（以下「スポンサー承継人」という。）により計算され公表される場合、または(ii) 計算代理人の決定により、かかる日経平均株価の計算に使用されるのと同様または実質的に同一の計算式または計算方式を使用したものに置き替えられた場合、いずれの場合も、かかる日経平均株価（以下「承継日経平均株価」という。）が日経平均株価とみなされる。

(b) 日経平均株価の修正または算定中止

(i) 最終評価日または最終の早期償還評価日以前に、スポンサーが、かかる日経平均株価の計算式もしくは計算方式に重大な変更を行ったかもしくは行ったと公表した場合、もしくは他の方法でかかる日経平均株価を著しく修正した場合（構成する株式および資本の変化ならびに他の日常的な事由についてかかる日経平均株価を調整するために当該計算式もしくは計算方式に規定されている修正を除く。）（以下「日経平均株価の修正」という。）、もしくはかかる日経平均株価の算定を永久的に中止し、承継日経平均株価が存在しない場合（以下「日経平均株価の算定中止」という。）、または(ii) 条件設定日、利率決定日、早期償還評価日、最終評価日またはロックイン事由の観察期間中に、スポンサーまたは（場合により）スポンサー承継人が、日経平均株価の計算および公表を怠った場合（以下「日経平均株価の中断」といい、日経平均株価の修正および日経平均株価の算定中止と併せて、以下それぞれを「日経平均株価調整事由」という。）、計算代理人は、以下のいずれかの行動をとるべきかを決定するものとする。

(i) 計算代理人は、かかる日経平均株価調整事由が本社債に重大な影響を及ぼすか否かを判断し、重大な影響を及ぼすと判断される場合には、かかる公表された日経平均株価に代えて、

かかる変更または算定中止の直前に有効であった日経平均株価を計算するための計算式または計算方式に従い、条件設定日、利率決定日、早期償還評価日または最終評価日の評価時刻における日経平均株価終値およびノックイン事由の発生の有無を判定するための日経平均株価を計算するものとする。ただし、かかる日経平均株価調整事由発生の直前に当該日経平均株価を構成していた株式のみを使用するものとする。

- (ii) 発行会社は、本要項第 10 項に従って本社債権者に通知を行ったうえ、本社債の全部（一部のみは不可。）を、日経平均株価調整事由を考慮した本社債の市場公正価格と同等の金額から発行会社または発行会社の関連会社が負担するヘッジ取引に係る費用を差し引いた金額（計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により決定される。）で償還するものとする。かかる償還金額の支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）により直接的もしくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的もしくは間接的に支配している法人または当該法人と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

(c) 通知

計算代理人は、関係する代理人に対して、上記(b)に従って決定された事項およびそれに伴いとるべき行動を実行可能な限り速やかに通知するものとし、当該代理人は、かかる決定事項に関する通知の写しを本社債権者の縦覧に供するものとする。

(iii) 日経平均株価の訂正

日経平均株価を参照して計算された本社債に関する支払に係る支払期日の 3 取引所営業日前の日より後に公表された訂正を除き、一定の日に公表され、計算代理人により本社債に基づく決定に用いられたかまたは用いられる予定の日経平均株価が、その後訂正され、かかる訂正が当初公表された日から日経平均株価の訂正期間に相当する日数以内にスポンサーまたは（場合により）スポンサー承継人により公表された場合、訂正された当該日経平均株価を日経平均株価とする。日経平均株価を参照して計算された本社債に関する支払に係る支払期日の 3 取引所営業日前の日より後に公表された訂正については、支払額の計算代理人による決定においてはなかったものとしてみなされる。

「日経平均株価の訂正期間」とは、1 決済周期をいう。

「決済周期」とは、日経平均株価を構成する各構成銘柄の取引に関して、取引所において、かかる取引所の規則に従った決済に通常要する決済機関営業日の日数をいう。

「決済機関」とは、日経平均株価を構成する各構成銘柄の取引の決済に通常使用される主要な国内の決済機関をいう。

「決済機関営業日」とは、決済機関が決済指示の受領および実行のために開業している日（または決済機関が日経平均株価を構成する各構成銘柄の譲渡の決済を行うことができない結果を招く事象がなければ開業していたであろう日）をいう。

(iv) スポンサーの免責

本社債の発行は、本社債への投資のリターンが連動している日経平均株価（本項において以下「日経平均株価」といい、その承継指数を含む。）または本社債への投資のリターンが連動している日経平均株価のスポンサー（本項において以下「スポンサー」という。）により後援され、推奨され、販売され、または促進されるものではなく、また、スポンサーは、明示的または黙示的であるかを問わず、日経平均株価の使用により取得される結果または日経平均株価が特定の日における特定の時刻に依拠する水準その他につきいかなる表明も行わない。日経平均株価またはスポンサーは、日経平均株価の誤りについて、いかなる者に対しても（過失その他を問わず）責任を負うものではなく、また、かかる誤りにつきいかなる者にも通知を行う義務を負うものではない。スポンサーは、明示的または黙示的であるかを問わず、本社債の購入に関する妥当性または本社債に関するリスクを負うことの妥当性につき表明を行わない。発行会社は、日経平均株価の計算、調整または維持に関するスポンサーの作為または不作為について責任を負うものではない。発行日前に開示される場合を除き、発行会社または発行会社の関連会社のいずれも、日経平均株価またはスポンサーといかなる関連も有しておらず、またこれをコントロールしておらず、日経平均株価の計算、構成または普及についてもコントロールしていない。計算代理人は、計算代理人が信頼性があると信じる公開されている情報源から日経平均株価に関する情報を取得する必要があるが、かかる情報について独自に検証することはしない。したがって、発行会社、発行会社の関連会社または計算代理人のいずれも、日経平均株価に関する情報の正確性、完全性および適時性について、明示的または黙示的であるかを問わず、表明、保証または約束を行わず、これに関するいかなる責任も負わない。

(v) 混乱事由発生による調整

条件設定日、利率決定日、早期償還評価日または最終評価日（以下それぞれを「評価日」という。）が混乱事由発生日に該当した場合には、混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合を除き、混乱事由発生日に該当した日の直後に最初に到来する混乱事由発生日に該当しない予定取引日が評価日になるものとする。混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合、(i)連続する予定取引日の最終日が混乱事由発生日であるにもかかわらず、かかる最終日が評価日であるとみなされ、また、(ii)計算代理人は、最初の混乱事由発生日の発生の直前に有効であった日経平均株価を計算するための計算式または計算方式に従い、かかる連続する予定取引日の最終日の評価時刻における日経平均株価を構成する株式の取引所における価格（または当該株式に関して、かかる連続する予定取引日の最終日が混乱事由発生日となる事由が発生した場

合、かかる連続する予定取引日の最終日の評価時刻における当該株式の誠実に推定される価格)を用いて、かかる連続する予定取引日の最終日における日経平均株価を算出し、日経平均株価を決定するものとする。

(d) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により(本要項第 10 項に従い)本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより(ただし、この通知は取消不能とする。)、期限前償還金額(以下に定義される。)に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部(一部のみは不可。)を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に対して直ちにその旨を通知するものとし、また、(本要項第 10 項に従い)本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部(一部のみは不可。)を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(e) 期限前償還

上記(d)項および本要項第 6 項において、各本社債は、以下のとおり計算される金額(以下「期限前償還金額」という。)にて償還されるものとする。

本社債に関する期限前償還金額は、発行会社の満期償還日における本社債に関する元本の支払義務および(もしあれば)それ以前の本社債に関する利息の支払義務の経済的等価物を本社債権者に対して保証する効果を生じさせるものであると計算代理人がその単独かつ絶対的な裁量により決定する金額とする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(f) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債(ならびにそれに付された期日未到来の利札)を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

(g) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への 15 日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドンおよび東京において、（本要項第7項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼働している日を意味する。

利払期日、早期償還日、期限前償還日または満期償還日（以下「支払予定日」という。）において本社債に関して支払われるべき金額（元本、利息その他）が、ある参照指標の評価数値を参照して算出することにより決定される場合で、かつ、かかる評価を行う日が支払予定日の2営業日前の日より後の日（以下「延期日」という。）に延期された場合には、利払期日、早期償還日、期限前償還日または満期償還日は、延期日の2営業日後の日延期されるものとし、かかる延期に関してはいかなる利息その他の金員も支払われないものとする。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

#### 主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り 33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

#### その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ・エスシーエー

(BNP Paribas Securities Services S.C.A.)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9 rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・プレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。
- (iii) 発行会社は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに (iii) 内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

#### 4. 本社債の地位

本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である（ただし、法律上優先する例外を除く。）。

#### 5. 課税

- (a) 発行会社またはその代理人により行われる本社債に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

- (b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよ

う必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

(iii) フランス法に基づく個人への支払の場合

欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

(iv) 別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。



(d) 情報の提供

各本社債権者は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

- (a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。
- (b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。
- (c) 発行会社が、フランスの破産法に基づく臨時の代表者 (*mandataire ad hoc*) の任命を申請し、債権者との和解手続 (*procédure de conciliation*) を行い、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社はその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

## 9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債がすべての点（または発行日、利息発生開始日、発行価格および／またはそれに関する利息の最初の支払額および支払日を除くすべての点）において同一の権利を有し本社債との単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合（*assimilables*）されるものとする。

## 10. 公告

- (a) 本社債に関するすべての公告は、(i)ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において、または(ii)金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または 1 回以上もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。
- (b) 確定社債券が発行される時までには、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の 2 日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。
- (d) （通知の方法を問わず）本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

## 11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の

変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の3分の2、またはその延会においては3分の1を所持または代表する1名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の90パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

## 12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第7項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

## 13. 1999年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための1999年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

#### 14. 準拠法および管轄裁判所

##### (a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

##### (b) 管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

##### (c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

#### 15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利

益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(i) (当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する) ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日前の書面による通知がなされた場合、または(ii) 交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i) 債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii) ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表もしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないと通知を発行会社が受けた場合、または(iii) 無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われる

ものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

#### 16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 50 万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

#### 課税上の取扱い

##### (1) フランスの租税

以下は、(i) 日本国における課税ならびに 1995 年 3 月 3 日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および 2007 年 1 月 11 日付の改正議定書（以下あわせて「租税条約」という。）の目的上の日本国居住者ならびに(ii) 租税条約の利益を享受する権利を有する者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

##### 本社債の利息に係る税

フランスの 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。) の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされた利息およびその他の収益の支払には、当該支払がフランス国外の非協調国においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税が課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税

法第 125 条 AIII に基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、以下に記載された一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、当該社債の利息およびその他の収益は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に所在している金融機関に開設された銀行口座において支払われた場合、2011 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より、もはや発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益には、フランス一般租税法第 119 条の 2 に基づいて定められる 30 パーセントまたは 75 パーセントの源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収益の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行には上記の 75 パーセントの源泉徴収税の規定および控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本免除」という。）。フランスの税務公報 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*) (BOI-INT-DG-20-50-20120912 no. 990、BOI-RPPM-RCM-30-10-20-50-20120912 no. 70、BOI-INT-DG-20-50-20120912 no. 550、BOI-ANXX-000364-20120912 no. 20 および BOI-ANXX-000366-20120912 no. 90) に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、かかる目的および効果がないとみなされ、その結果、本免除を受けることができる。

- (i) フランス財政金融法 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しのためのシステムの運用機関または類似の外国預託機関もしくはシステム運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関またはシステム運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにお

ける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。2013年1月1日現在の非協調国のリストはフランス税務当局によって公表されており、それは毎年更新される。2013年8月21日付の省令（*arrêté*）によれば、フランス一般租税法第238-0条Aにおいて参照される非協調国のリストは、以下の国々から構成されている。

バミューダ諸島（2014年1月1日より）、ボツワナ共和国、イギリス領ヴァージン諸島（2014年1月1日より）、ブルネイ、グアテマラ共和国、ジャージー島（2014年1月1日より）、マーシャル諸島共和国、モントセラット、ナウル共和国およびニウエ島

## （2）日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債のようにデリバティブ取引と社債を組み合わせた複合的金融商品に関して、一部の法人税法の通達を除き、その取扱いを明確に規定したものはない。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、特定の指数に連動して満期償還金額が変動する社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本国の税務当局が満期償還金額が変動する社債に関する取扱いを新たに決めたり、または日本国の税務当局が日本国の税法について新たな解釈を示し、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税）の税率となる。）の源泉所得税を課される（平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法第3条の3、平成25年法律第5号附則第20条、地方税法第71条の5および6）。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上20パーセント（15パーセントの国税と5パーセントの地方税）（2037年12月31日までは20.315パーセント（15.315パーセントの国税と5パーセントの地方税）の税率となる。）の申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第8条の4、地方税法第71条の5および6）。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、



かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失または利子所得を得るための支出と解する見解がみられるが、それによると、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。上記にかかわらず、日本国の居住者が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項第 14 号、第 3 項）。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

内国法人投資家が本社債を譲渡した場合および外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税および地方税が課される。

個人投資家が本社債を譲渡することにより生じた譲渡益に関する課税関係については、2 つの見解が考えられうる。1 つめの見解は、本社債の利率が 0.10 パーセントとなる可能性がある以上、社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が 100 分の 150 以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）に関する課税関係を定めた平成 25 年法律第 5 号による改正前の租税特別措置法第 37 条の 16 第 1 項第 2 号および租税特別措置法施行令第 25 条の 15 第 2 項第 4 号が適用され、本社債の譲渡益は総合課税の対象となるという見解である。2 つめの見解は、上記の租税特別措置法等の規定は、実際に本社債に 0.10 パーセントの利率が適用された場合にのみ適用されるという見解であり、かかる見解に従った場合には、本社債の譲渡益には原則として所得税および地方税は課されず、本社債につき 0.10 パーセントの利率が適用される場合に限り、上記の租税特別措置法等の規定に基づき、その譲渡益が総合課税の対象となることとなる。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が 2016 年 1 月 1 日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項第 14 号）。その場合、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債にかかる利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本

社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

### 日経平均株価の過去の推移

下記のグラフは、2013年1月23日から2014年1月23日までの東京証券取引所における日経平均株価終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で日経平均株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この日経平均株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、また本社債の時価を示すものでもない。過去の下記の期間において日経平均株価が下記のように変動したことによって、日経平均株価が本社債の償還までに同様に推移することも示唆するものではない。



(注) 2014年1月23日の東京証券取引所における日経平均株価の終値は、15695.89円であった。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

### 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2012年度）（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日）

平成25年6月3日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書及びその添付書類】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2013年度中）（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

平成25年9月30日関東財務局長に提出

#### 3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年8月6日および平成25年9月5日にそれぞれ関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年1月24日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

## 第四部【保証会社等の情報】

### 第1 保証会社情報

該当事項なし。

### 第2 保証会社以外の会社の情報

該当事項なし。

### 第3 指数等の情報

#### 1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

本社債は、満期償還金額および早期償還の有無が日経平均株価の水準により決定されるため、日経平均株価についての開示を必要とする。

#### 2 当該指数等の推移

日経平均株価の過去の推移（日経平均株価終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年別最高・最低値	年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	最高	10,639.71	11,339.30	10,857.53	10,395.18	16,291.31
最低	7,054.98	8,824.06	8,160.01	8,295.63	10,486.99	

最近6ヶ月の 月別最高・最低値	月	2013年 7月	2013年 8月	2013年 9月	2013年 10月	2013年 11月	2013年 12月
	最高	14,808.50	14,466.16	14,799.12	14,713.25	15,727.12	16,291.31
最低	13,661.13	13,338.46	13,572.92	13,853.32	14,086.80	15,152.91	

出所：ブルームバーグ・エルピー

日経平均株価の過去の推移は日経平均株価の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において日経平均株価が上記のように変動したことによって、日経平均株価および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成24年8月16日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成24年8月16日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。  
（平成23年3月1日の募集）  
券面総額または振替社債の総額：620億円

## 2013 年度第 3 四半期決算報告書

プレスリリース  
2013 年 10 月 31 日、パリ発

株主帰属純利益 14 億ユーロを達成

- 営業収益は粘り強さを発揮
- 当四半期は金利市場における顧客の活動低下が影響を及ぼす

事業部門の営業収益：  
12 年度第 3 四半期比-2.6%\*

継続的な営業費用の抑制

事業部門の営業費用：12 年度第 3 四半期比+0.6%\*

リスク費用は当四半期に減少

リスク費用：8 億 9200 万ユーロ（55 ベーシスポイント）  
12 年度第 3 四半期比-5.5%

盤石な財務体質

- 非常に高い自己資本比率

バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ TIER 1 比率：10.8%

- 余剰資金はさらに増加

2390 億ユーロ（13 年 9 月末現在）

- 全リテールネットワークを通じた預金の集積は高水準を維持

リテールバンキング部門の預金残高：12 年度第 3 四半期末比+3.8%

\* 連結範囲変更および為替レート変動の影響を除く。

株主帰属純利益 14 億ユーロを達成 .....	2
リテールバンキング事業 .....	4
インベストメント・ソリューションズ事業 .....	9
コーポレートバンキング・投資銀行 ( CIB ) 事業 .....	10
コーポレート・センター .....	11
財務構造 .....	12
連結損益計算書 .....	14
2013 年度第 3 四半期 – コア事業部門別業績 .....	15
2013 年度第 3 四半期累計期間 ( 1-9 月 ) – コア事業部門別業績 .....	16
連結四半期業績の推移 .....	17
連結貸借対照表 – 2013 年 9 月 30 日現在 .....	24

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2013 年 4 月 18 日に、BNP パリバは、2012 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には次の 2 点が特に反映されています：(i) IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂は、グループの 2012 年度税引前利益に対して 7 百万ユーロの押し上げ効果をもたらし、その調整額は該当部門および業務の営業費用へ再配分されました；(ii) 一時的にコーポレート・センターで計上していた項目を、部門および業務へ配分しました。これらの修正決算報告において、2012 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2012 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2012 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。

予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生じる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2013年10月30日にBNPパリバ取締役会が開催され、ボードゥアン・プロ会長が議長を務めるなか、当グループの2013年度第3四半期の業績が検討されました。

## 株主帰属純利益 14 億ユーロを達成

2013年度第3四半期において、当グループの業績は底堅く推移しました。

営業収益は92億8700万ユーロとなり、2012年度第3四半期と比べて4.2%の減収でした。当四半期の営業収益には、合計1億3800万ユーロに上る自己負債の再評価に関わる修正額（Own Credit Adjustment）および債務価値調整額（Debit Value Adjustment）が含まれています。業態多様化と事業の地理的分散化の恩恵を受け、景気停滞に加え当四半期は金利市場で顧客の取引低迷が影響したにもかかわらず、事業部門合計の営業収益はその粘り強さを証明しました（前年同期比-2.6%<sup>1</sup>）。営業収益を事業部門別にみると、リテールバンキング事業<sup>2</sup>では底堅く推移し（-0.4%<sup>1</sup>）、インベストメント・ソリューションズ事業では増収を果たし（+5.0%<sup>1</sup>）、コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業では減収となりました（-10.7%<sup>1</sup>）。

営業費用は64億2600万ユーロとなり、前年同期比2.1%の減少でした。当四半期の営業費用には、Simple & Efficient（簡素化および効率化）計画に関わる変革のための一時費用1億4500万ユーロに加え、ユーロ高による影響も含まれています。連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、事業部門合計の営業費用は、継続的な経費抑制努力が奏功し0.6%の微増にとどまりました。これを部門別にみると、リテールバンキング事業<sup>2</sup>では1.1%<sup>3</sup>の減少、インベストメント・ソリューションズ事業では2.5%<sup>1</sup>の増加、CIB事業では2.1%<sup>1</sup>の増加でした。

これを受け当四半期の営業総利益は前年同期比8.6%減少し、28億6100万ユーロとなりました。なお、事業部門合計では7.9%<sup>1</sup>の減少でした。

グループのリスク費用は、厳しい経済環境にもかかわらず当四半期において前年同期から5.5%減少しました。当四半期のリスク費用8億9200万ユーロは、融資残高の55bpに相当しました。

営業外損益は、当四半期において1億3900万ユーロの利益となりました。これに対し、2012年度第3四半期の営業外損益は1億1900万ユーロの利益でした。

以上から、BNPパリバは当四半期に株主帰属純利益13億5800万ユーロを計上し、2012年度第3四半期と比べて2.4%の増益を果たしました。

グループは盤石なバランスシートを有しており、自己資本比率は業界最高水準にあります。バーゼル3基準全面適用に基づくエクイティ Tier 1（普通株式等 Tier 1）比率<sup>4</sup>は当四半期末において10.8%に上りました。また、Tier 1資本全体に基づき算定される、バーゼル3全面適用のレバレッジレシオは3.8%となりました。これは、2018年1月1日以降発効のレバレッジ規制が要求する、最低水準の3.0%を既に上回っています。さらに、グループの即時利用可能な余剰資金は、当四半期に2390億ユーロに上りましたが、これは短期資金調達との関係で、1年以上の余裕があることを意味します。

1株当たり純資産額<sup>5</sup>は当四半期に62.8ユーロとなり、2008年12月末からの年平均成長率は6.1%となりました。これはBNPパリバが、1株当たり純資産額を成長させ続ける能力を有していることを証明するものです。

さらに、BNPパリバは、グループの機能のしかたを簡素化し業務効率の向上を図る意欲的な計画であるSimple & Efficientを速やかに実施しており、認識されたプロジェクトの88%近くが既に始動しています。2013年度第3四半期累計期間(1-9月)で実現した経常的なコスト節約は5億4900万ユーロに上り、これにより2013年度の年間目標を既に達成しました。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> 国内市場部門のプライベート・バンキングの100%を含み、PEL/CELの影響を除く。

<sup>3</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつHello bank! 導入費用（当四半期は2000万ユーロ）を除く。

<sup>4</sup> 経過措置なしで全ての資本要求指令4（CRD4）規則を考慮し、BNPパリバがこれを適用して算定したエクイティ Tier 1比率。

<sup>5</sup> 再評価を含まない。



2013年度第3四半期累計期間（1-9月）において、グループは、厳しい経済環境にもかかわらず底堅い業績を収めました。営業収益は 292 億 5900 万ユーロに上り、前年同期と比べて 1.4%の減収にとどまりました。当第3四半期累計期間の営業収益には+1 億 6100 万ユーロの一時項目が含まれていたのに対し、前年同期には-12 億ユーロの一時項目が計上されていました。事業部門合計の営業収益は、当第3四半期累計期間において 2.2%<sup>1</sup>減少しました。

営業費用は、当第3四半期累計期間において前年同期比 2.6%減少し（事業部門合計では 1.5%<sup>1</sup>の減少）、192 億 3100 万ユーロとなりました。その結果、営業総利益は 100 億 2800 万ユーロに上り、前年同期と比べて 0.9%の微増となりました。

リスク費用は、当第3四半期累計期間において 29 億 7900 万ユーロとなり、前年同期比 8.6%の増加でしたが、前年同期には CIB で計上した多額の貸倒引当金戻入益が含まれていました。

これらを受けて営業利益は 2.0%減少し、70 億 4900 万ユーロとなりました。

営業外損益は当第3四半期累計期間において 3 億 7400 万ユーロの利益でした。対して、前年同期の営業外損益は 20 億 4000 万ユーロの利益でしたが、これにはとりわけクレピエール S.A.に対するグループの 28.7%持分の売却により計上されたキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロが貢献していました。

当第3四半期累計期間の税引前利益は 74 億 2300 万ユーロとなり、前年同期と比べて 19.6%の減益でした。なお、当第3四半期累計期間においては 1 億 3200 万ユーロに上る一時項目がマイナス影響を及ぼしたのに対し、前年同期においては 5 億 9000 万ユーロの一時項目がプラス貢献していました。

以上から、BNP パリバは当第3四半期累計期間において 47 億 500 万ユーロの株主帰属純利益を収めました。これは前年同期と比べて 22.2%の減益でしたが、前年同期の純利益には特にクレピエール S.A.に関わる持分売却益が大きく影響していました。

\*  
\* \*

---

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

## リテールバンキング事業

### 国内市場部門

国内市場部門の預金は、全てのネットワークにおいて確かな伸びを示し、当四半期末における預金残高は前年同期から **4.5%**増加しました。一方、融資残高は借入需要が引き続き低迷し、**1.5%**減少しました。国内市場部門における販売およびマーケティング活動の成果は、マス富裕層をターゲットとしたパーソナルサービスである“Priority”（プライオリティ）の成功や（開始後1年で既に **350,000** 人以上の顧客を獲得）、Hello bank!（ハロー・バンク!）の新規顧客数の順調な伸びに表れています。なお、Hello bank!は、ドイツ、ベルギーおよびフランスで展開されており、イタリアでは**2013年10月28日**に始動したばかりです。

当四半期の営業収益<sup>1</sup>は **39億2700万ユーロ**に上り、前年同期と比べて僅かながらも増収（**+0.7%**）となりました。手数料収入の復調とアルバルからの高い貢献とが相まって、融資残高の減少による影響を相殺しました。国内市場部門は営業費用<sup>1</sup>の調整努力を継続した結果、当四半期の営業費用は **25億2100万ユーロ**となり、前年同期と比べて **1.2%**<sup>2</sup>減少しました。これにより営業収益対コスト比率は全てのネットワークで改善し、国内市場部門全体では **62.1%**<sup>3</sup>へと低下しました。

これらを受けて当四半期の営業総利益<sup>1</sup>は **14億600万ユーロ**に上り、前年同期と比べて **4.2%**<sup>2</sup>増加しました。

以上から、イタリアにおけるリスク費用の上昇を考慮し、またプライベート・バンキング業務の純利益の **3分の1**を、国内市場部門からインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、当四半期の税引前利益<sup>4</sup>は **9億900万ユーロ**となり、前年同期と比べて **4.7%**<sup>2</sup>の減益となりました。

### フランス国内リテールバンキング（FRB）

フランス国内リテールバンキング（FRB）部門による事業活動の成果は、当四半期において再び預金の着実な伸びに反映され、とりわけ当座預金および普通預金が牽引し、預金残高は前年同期から **3.2%**の増加を果たしました。一方、融資残高は、借入需要の低迷により前年同期末と比べて **1.7%**減少しました。活発な販売およびマーケティング活動は、革新的な企業により良いサービスを提供するための新たなイノベーションが開設されたことに表れています。これとは別に、新たなインターネット決済サービスである“Paylib”（ペイリブ）が**9月**に開始されましたが、顧客数は**10月中旬**までには、既に **20,000**人に上っていました。

当四半期の営業収益<sup>5</sup>は **17億3400万ユーロ**に上り、**2012年度第3四半期**と比べて **1.3%**の増収を果たしました。手数料収入が **-0.7%**と若干減少したものの、純利息収入が **2.7%**増加したことが貢献しました。

業務効率が引き続き改善したおかげで、営業費用<sup>5</sup>は当四半期に前年同期比 **0.6%**減少しました。

これを受けて営業総利益<sup>5</sup>は **5億8300万ユーロ**に上り、前年同期比 **5.2%**の増益となりました。

当四半期のリスク費用<sup>5</sup>は、融資残高の **25bp**で依然として低い水準にとどまりました。金額ベースでは、当四半期のリスク費用は前四半期から安定推移し（**200万ユーロ**の増加）、また、とりわけ低い水準であった**2012年度第3四半期**と比べて **2400万ユーロ**の増加でした。

<sup>1</sup> フランス(PEL/CELの影響を除く)、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの100%を含む。

<sup>2</sup> Hello bank!の導入費用（2013年度第3四半期は2000万ユーロ）を除く。

<sup>3</sup> Hello bank!の導入費用（2013年度1-9月累計期間で4300万ユーロ）を除く。

<sup>4</sup> PEL/CELの影響を除く。

<sup>5</sup> PEL/CELの影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRBの当四半期の税引前利益<sup>1</sup>は4億5900万ユーロとなり、前年同期と比べてほぼ横ばいでした。これは、活気を欠く経済環境にあつて着実な業績を収めたといえます。

2013年度第3四半期累計期間(1-9月)において、営業収益<sup>2</sup>は前年同期と比べて0.8%の減収となりました。その背景には、長引く低金利環境と融資残高の減少を受けて純利息収入が0.7%減少したことに加え、手数料収入が0.9%減少したことがありました。業務効率の継続的な改善を受けて営業費用<sup>2</sup>が1.4%減少したことにより、営業総利益<sup>2</sup>は前年同期比0.3%増加し、また、営業収益対コスト比率<sup>2</sup>は若干の改善により63.2%となりました。リスク費用<sup>2</sup>が低水準にとどまったことも貢献し、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、FRBの税引前利益<sup>1</sup>は当第3四半期累計期間に15億7700万ユーロとなり、前年同期と比べて1.6%の減益でした。

## **BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)**

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) は、当四半期も預金の高い伸びを維持し(2012年度第3四半期末比+9.1%)、預金残高は個人客および法人顧客の両セグメントで増加しました。一方、融資残高は、法人および小規模事業者の顧客セグメントで借入需要の低迷が目立ち、平均で4.4%減少しました。当四半期においてBNL bcのマーケティング活動は大企業向けを強化し、特にグループの充実した商品ラインを活用しました。

当四半期の営業収益<sup>3</sup>は、2012年度第3四半期と比べて1.6%減少し、7億9700万ユーロとなりました。純利息収入は、マージンが底堅く推移したものの融資残高が減少したことから、前年同期と比べて減少しました。手数料収入は、オフバランス貯蓄商品の好調に加え、法人顧客へのクロスセリングが貢献し、前年同期と比べて増加しました。

営業費用<sup>3</sup>は、業務効率の改善努力を受けて2012年度第3四半期から1.8%減少し、4億3200万ユーロとなりました。

営業総利益<sup>3</sup>は当四半期に3億6500万ユーロとなり、前年同期比1.4%の減少でした。

リスク費用<sup>3</sup>は2012年度第3四半期から25.3%増加し、融資残高の144bp相当となりましたが、2013年度第1四半期および第2四半期からは安定推移しました。

従ってBNL bcは、依然として厳しい経済環境のなか、引き続きビジネスモデルの適応に努めました。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当四半期に7300万ユーロとなり、前年同期比47.1%の減益となりました。

2013年度第3四半期累計期間(1-9月)において、営業収益<sup>3</sup>は前年同期比-0.1%の微減となりました。純利息収入が、特に融資残高縮小の影響を受けて3.3%減少した一方で、手数料収入の6.8%増加が、ほぼこれを打ち消す格好となりました。手数料収入は、とりわけオフバランス貯蓄商品の好調に加え、法人顧客へのクロスセリングが奏功して伸びました。業務効率の改善努力が奏功し、営業費用<sup>3</sup>は当第3四半期累計期間に前年同期比1.7%減少するとともに、営業収益対コスト比率<sup>3</sup>が53.8%へと改善しました。ただし、リスク費用<sup>3</sup>が前年同期比29.5%増加したことから、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の

<sup>1</sup> PEL/CELの影響を除く。

<sup>2</sup> PEL/CELの影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む。

<sup>3</sup> イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む。

3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BNL bcの税引前利益は当第3四半期累計期間に2億3200万ユーロとなり、前年同期と比べて43.8%の減益でした。

### ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

ベルギー国内リテールバンキング (BRB) の事業活動の結果、当四半期に預金残高が前年同期末と比べて3.4%増加しましたが、これにはとりわけ当座預金および普通預金の高い伸びが貢献しました。融資残高は当四半期に1.7%<sup>1</sup>増加し、特に個人客への貸出が伸びたことに加え、中小企業 (SME) 向け融資が底堅く推移したことが寄与しました。BRBの活発な販売およびマーケティング活動は、零細企業やSMEを支援するキャンペーン (当該顧客セグメントを対象に、新規融資で10億ユーロを充当) が順調なスタートを切ったことに表れています。これにより、2013年9月末までに6億4000万ユーロの融資が既に承認されています。さらに、“Belgian Mobile Wallet” (ベルジャン・モバイル・ウォレット) の近日中の開始が予定されていますが、これはモバイル決済サービスと顧客リレーション管理を組み込んだ画期的なソリューションです。

当四半期の営業収益<sup>2</sup>は、2012年度第3四半期と比べて0.4%<sup>1</sup>増加し、8億4200万ユーロとなりました。純利息収入が、長引く低金利環境に沿うかたちで若干減少した一方で、手数料収入は、金融取引の復調を受けて増加しました。

意欲的な取組みである“Bank for the Future” (バンク・フォア・ザ・フューチャー) 計画の一環として実施された、業務効率改善努力が奏功したことにより、当四半期の営業費用<sup>2</sup>は2012年度第3四半期と比べて0.9%<sup>1</sup>減少し、6億1100万ユーロとなりました。これにより当四半期の営業総利益<sup>2</sup>は前年同期比4.0%<sup>1</sup>増加しました。

当四半期のリスク費用<sup>2</sup>は、融資残高の14bp相当で特に低い水準となりました。また、同費用は、2012年度第3四半期からほぼ横ばい (300万ユーロの増加) にとどまりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRBの税引前利益は1億8700万ユーロとなり、前年同期と比べて0.8%<sup>1</sup>の増益を果たしました。

2013年度第3四半期累計期間 (1-9月) において、営業収益<sup>2</sup>は+0.5%と、僅かに増収となりました。純利息収入は長引く低金利環境を受けて減少したものの、好調なオフバランス貯蓄商品の手数料増に加え金融手数料が健闘したことから、これを相殺しました。業務効率改善策が奏功し、営業費用は当第3四半期累計期間に0.4%<sup>2</sup>減少したことから、営業収益対コスト比率<sup>2</sup>は72.5%へと改善しました。その結果、営業総利益<sup>2</sup>は前年同期と比べて3.0%増加しました。リスク費用<sup>2</sup>は当第3四半期累計期間に10.4%減少しました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分した後、BRBの税引前利益は当第3四半期累計期間に5億5300万ユーロとなり、前年同期と比べて2.6%の増益を果たしました。

ルクセンブルク国内リテールバンキング： 融資残高は、住宅ローンの高い伸びが牽引し、当四半期に前年同期から1.9%増加しました。また、特に法人顧客セグメントにおいて旺盛な資金流入が貢献し、預金残高も確かな伸びを示しました (+4.4%)。営業費用の抑制努力が功を奏し、営業収益対コスト比率は当四半期に僅かに改善しました。

個人投資家部門： 当四半期において運用資産残高は、活発な販売およびマーケティング努力のおかげで、2012年9月末現在の水準と比べて9.3%の増加を果たしました。預金残高は、順調な新規顧客の獲得に加えドイツでのHello bank!の展開を受けて、当四半期に急増しました (前年同期末比+17.3%)。当四半期の営業収益は、仲介業務および預金の伸びにより、前年同期から増収となりました。営業費用が減少したことから、当四半期の営業総利益は大幅増となりました。

<sup>1</sup> 連結範囲変更による影響を除く。

<sup>2</sup> ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む。

**アルバル**：連結ベースのリース資産残高は、当四半期に微減となりました（前年同期末比-0.6%<sup>1</sup>）。それでも営業収益は、中古車価格の上昇が牽引し、前年同期から増収となりました。営業費用が減少したことから、営業総利益は2012年度第3四半期と比べて急増しました。

**リーシング・ソリューションズ**：リース資産残高は、当四半期において前年同期末比5.5%<sup>1</sup>減少しましたが、これはノンコア資産を調整する事業適応計画に沿ったものです。ただし、取引の収益性を重視する選択的な方針のおかげで、リース資産残高の減少が当四半期の営業収益に及ぼした影響は限定的でした。確かなコスト管理が奏功し、当四半期の営業収益対コスト比率は、前年同期から改善しました。

全体では、これら4つのビジネスユニットによる国内市場部門の税引前利益への貢献は、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分し、かつHello bank!の導入費用を含めた後、当四半期に1億9000万ユーロに上り、前年同期比8.2%<sup>2</sup>の増加を果たしました。

**2013年度第3四半期累計期間（1-9月）**において、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をインベストメント・ソリューションズ事業へ配分し、かつHello bank!の導入費用を含めた後、これら4つのビジネスユニットによる国内市場部門の税引前利益への貢献は、合計6億2400万ユーロに上り、2012年度第3四半期累計期間と比べて9.0%<sup>2</sup>増加しました。

\*  
\* \*

## 欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国は、当四半期においても積極的な販売およびマーケティング活動を展開しました。預金残高は2012年度第3四半期から10.7%<sup>1</sup>増加し、しかもほとんどの国で増加が確認されましたが、とりわけトルコが好調でした（+16.8%<sup>1</sup>）。融資残高は9.0%<sup>1</sup>増加し、トルコでの大幅増（+23.9%<sup>1</sup>）がこれを牽引しました。

当四半期の営業収益は4億600万ユーロとなり、2012年度第3四半期と比べて2.4%<sup>1</sup>の増収にとどまりました。営業収益に影響した要因として、トルコで当座貸越の課金に関する新規制が、またアルジェリアで為替手数料に関する新規制が導入されたことが挙げられ、当四半期で合計2500万ユーロ相当の営業収益が失われました。

営業費用は、当四半期に前年同期比8.5%<sup>1</sup>増加し、3億1300万ユーロとなりました。とりわけトルコでの支店網拡充により費用が17.6%<sup>1</sup>増加したことが影響していますが、これがウクライナでの業務効率改善効果を打ち消す格好となりました。

リスク費用は4800万ユーロとなり、融資残高の78bp相当でした。当四半期のリスク費用は2012年度第3四半期から1800万ユーロ減少し、また前四半期からは安定推移（500万ユーロの減少）しました。以上から、欧州・地中海沿岸諸国部門は当四半期に税引前利益7100万ユーロを収め、前年同期から5.3%<sup>1</sup>の減益となりました。

**2013年度第3四半期累計期間（1-9月）**において、営業収益は、トルコでの快挙（+22.6%<sup>1</sup>）を受けて、前年同期比10.0%<sup>1</sup>の増収となりました。営業費用は5.0%<sup>1</sup>増加しました。トルコでの事業投資から、とりわけ同国での営業費用の15.4%<sup>1</sup>増が押し上げ要因となりましたが、ポーランドおよびウクライナでは業務効率改善策のおかげで減少しました。これを受けて営業収益対コスト比率は、前年同期比2.9ポイントの改善

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> Hello bank!の導入費用を除く。

により 71.2%へと低下しました。リスク費用が 8.2%<sup>1</sup> 減少したことに加え、2013 年度第 2 四半期に売却した BNP パリバ・エジプトからのキャピタルゲイン 1 億 700 万ユーロ<sup>2</sup> が貢献し、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は前年同期比+58.8%<sup>1</sup> の大幅増益となり、4 億 400 万ユーロに上りました。

## バンクウエスト

バンクウエストの預金残高は、当四半期に 2012 年度第 3 四半期末と比べて 3.4%<sup>1</sup> 増加しましたが、特に当座預金および普通預金が着実に伸びました。融資残高は、法人顧客向けの体制強化が奏功し、当該セグメントへの融資が高い伸び (+8.2%<sup>1</sup>) を示したことにより、全体では 3.2%<sup>1</sup> 増加しました。このような業務展開の好調さはまた、次の分野でも表れていました。すなわち、プライベート・バンキング部門の体制拡充により、運用資産残高が 2013 年 9 月末現在で 65 億米ドルへと増加しました (2012 年 9 月末比 35%増)。また、モバイルバンク・サービスの成長により、利用者は現在 207,000 人を数え、2013 年 6 月末から 11%増加しました。

当四半期の営業収益は 5 億 5600 万ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期と比べて 4.5%<sup>1</sup> の減収となりました。これには、貸付債権売却によるキャピタルゲインが前年同期よりも減少したことに加え、低金利環境によるマイナス影響が作用していました。

営業費用は当四半期に 3 億 4900 万ユーロとなり、前年同期と比べて 3.3%<sup>1</sup> 増加しました。プライベート・バンキング業務だけでなく、小規模事業者および法人向け業務拡充のための投資が増加要因となりました。

リスク費用は、当四半期に計上された少額の貸倒引当金繰入額を戻入額が完全に相殺したため、ゼロとなりました (2012 年度第 3 四半期からは 3400 万ユーロの減少)。

以上から、バンクウエストは当四半期において 2 億 800 万ユーロの税引前利益を収めました。これは 2012 年度第 3 四半期と比べて 3.8%<sup>1</sup> の減益となりました。

2013 年度第 3 四半期累計期間 (1-9 月) において、営業収益は、長引く低金利環境の影響とキャピタルゲインの減少から、前年同期比 4.0%<sup>1</sup> の減収となりました。営業費用は、プライベート・バンキングの組織強化に加え、小規模事業者および法人顧客業務に関わる事業投資を受けて、前年同期比 2.9%<sup>1</sup> 増加しました。そのため、営業収益対コスト比率は 4.3 ポイント上昇し 62.3%となりました。リスク費用が当第 3 四半期累計期間に激減したため (-65.0%<sup>1</sup>)、税引前利益は 5 億 9800 万ユーロとなり、前年同期と比べて 4.7%<sup>1</sup> の減益でした。

## パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス部門の融資残高は、当四半期に 2012 年度第 3 四半期末と比べて 3.0%<sup>1</sup> 減少し、856 億ユーロとなりました。消費者ローン残高の減少は 0.1%<sup>1</sup> の微減にとどまりましたが、住宅ローン残高は、バーゼル 3 基準に向けた事業適応計画に沿ったかたちで 6.6%<sup>1</sup> 減少しました。コーラ (Cora) との業務提携を推進した結果、40 万を超す顧客の融資および残高管理業務が 10 月上旬に引き継がれました。また、9 月以降、パーソナル・ファイナンスとロシアのズベルバンクとの合弁会社はその事業活動を拡大しており、ズベルバンクは提携を通して構築した自動車ローン業務を移管しました。

当四半期の営業収益は、2012 年度第 3 四半期と比べて 3.1%<sup>1</sup> 減少し、11 億 6600 万ユーロとなりました。事業適応計画の一環として住宅ローン残高が減少するとともに、消費者ローンからの営業収益は、フランス

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> コーポレート・センターで計上された為替差損 -3000 万ユーロを含まないことに注意。

国内で規制強化のあおりを受けました。ただし、ドイツおよびベルギーでは、営業収益が勢いづきました。

営業費用は、事業適応計画の効果が発揮されて、当四半期に前年同期比 7.5%<sup>1</sup>減少し 5 億 1800 万ユーロとなりました。

リスク費用は当四半期に 3 億 3900 万ユーロへと減少し（前年同期から 2500 万ユーロの減少）、融資残高の 158bp 相当となりました。

以上から、パーソナル・ファイナンス部門の税引前利益は、当四半期に 3 億 2200 万ユーロ（前年同期比 5.3%<sup>1</sup>の増益）となり、当ビジネスユニットの確かな利益創出能力を証明しました。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は前年同期と比べて 0.4%<sup>1</sup>減少しました。これにはとりわけ、事業適応計画に沿った住宅ローン残高の縮小に加え、消費者ローン業務がフランス国内の規制によるマイナス影響を受けたことが作用していました。ただし、消費者ローンは、ドイツ、ベルギーおよび中欧で、営業収益が勢いづきました。営業費用は事業適応計画の効果が発揮されて 6.0%<sup>1</sup>減少し、その結果、営業収益対コスト比率は 45.3%<sup>1</sup>となりました。リスク費用に関しては、前年同期に一過性の貸倒引当金戻入益が計上されていた反動で、当第 3 四半期累計期間においては 5.0%<sup>1</sup>増加しました。以上から、税引前利益は 9 億 600 万ユーロとなり、前年同期比 2.7%<sup>1</sup>の増益を果たしました。

\*  
\* \*

## インベストメント・ソリューションズ事業

運用資産残高<sup>2</sup>は 2013 年 9 月末現在で 8740 億ユーロに上り、2012 年 9 月末の水準と比べて 1.4%の減少でしたが、2013 年 6 月末との比較では横ばいでした。当四半期の運用パフォーマンス効果（+173 億ユーロ）は、第 3 四半期中の株式相場の上昇を受けて極めて良好でした。為替変動の影響は、ユーロ高でマイナス効果（-61 億ユーロ）となりました。さらに、資産運用事業開発計画の一環として事業ポートフォリオの調整を行ったことにより、-37 億ユーロ相当のマイナス影響がありました。

当四半期に資産運用部門で資金の純流出（-32 億ユーロ）が起りましたが、とりわけ債券ファンドからの流出が顕著でした。ただし、富裕層向け資産運用部門では高水準の資金流入があり、特に国内市場およびアジアがその恩恵を受けました。また、保険部門への資金流入も旺盛で、イタリア、台湾および韓国が好成績を上げました。

2013 年 9 月末現在、インベストメント・ソリューションズ事業の運用資産残高<sup>2</sup>の内訳は以下のとおりです：資産運用部門は 3680 億ユーロ；富裕層向け資産運用部門は 2790 億ユーロ；保険部門は 1750 億ユーロ；個人投資家部門は 380 億ユーロ；不動産管理部門は 130 億ユーロ。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は、当四半期に 15 億 4300 万ユーロに上り、2012 年度第 3 四半期と比べて 5.0%<sup>1</sup>の増収となりました。保険部門の営業収益は、貯蓄の高い伸びを享受し 6.2%<sup>1</sup>増加しました。富裕層向け資産運用部門の営業収益は、資産運用部門で期中平均残高が減少したにもかかわらず、全体では 3.8%<sup>1</sup>の増収を果たしました。証券管理部門の営業収益は、取引件数および預かり資産の増加で 5.5%<sup>1</sup>の増収となりました。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>2</sup> 外部顧客のためのアドバイザー契約資産、分配金、および個人投資家部門を含む。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業費用は、当四半期に 10 億 7300 万ユーロとなり、前年同期比 2.5%<sup>1</sup> 増加しました。これを部門別にみると次のようになります。保険部門では、事業の成長に伴い営業費用は 2.0%<sup>1</sup> 増加しました。富裕層向け資産運用部門では、資産運用部門での事業開発計画に基づく選択的な投資の影響を受けて 3.7%<sup>1</sup> 増加しました。証券管理部門では、業務効率改善策が奏功し 0.6%の微増に抑えられました。

インベストメント・ソリューションズ事業の営業総利益は、当四半期に 4 億 7000 万ユーロとなり、前年同期比 11.4%<sup>1</sup> の増加を果たしました。

以上より、国内市場部門からプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、インベストメント・ソリューションズ事業の税引前利益は、2012 年度第 3 四半期と比べて +8.1%<sup>1</sup> の順調な伸びを示し、5 億 600 万ユーロに上りました。これは、当事業部門の高い運用能力と業務効率の向上を証明するものです。

2013 年度第 3 四半期累計期間 (1-9 月) において、インベストメント・ソリューションズ事業の営業収益は前年同期と比べて 2.2%の増収となりました。これを部門別にみると、保険部門が 8.3%の増収で貢献し、また、証券管理部門では 0.4%の増収でした。一方、富裕層向けおよび資産運用部門では、資産運用部門の期中平均残高の減少が影響し、1.1%の減収となりました。営業費用は、全体では前年同期から安定推移しました。部門別では、保険部門で事業の成長に伴い営業費用が 5.6%増加しました。これを相殺するように、富裕層向けおよび資産運用部門では営業費用が 2.0%減少し、また、証券管理部門ではコスト管理が奏功し 1.2%減少しました。その結果、営業収益対コスト比率は当第 3 四半期累計期間に 1.5 ポイント低下し、67.8%へと改善しました。以上から、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 16 億 1100 万ユーロに上り、前年同期と比べて 6.8%の増益を果たしました。

\*  
\* \*

## コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業

コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業の営業収益は、当四半期に 20 億 3300 万ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期と比べて 10.7%<sup>1</sup> の減収でした。前年同期に実施された資産売却による影響 (正味 - 6500 万ユーロ) を除くと、当四半期の減収幅は 13.2%<sup>1</sup> になります。

アドバイザーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、当四半期に 12 億 6400 万ユーロとなり、前年同期比 15.5%<sup>1</sup> の減収でした。株式およびアドバイザー業務が好調であった一方で、フィクスト・インカム業務で顧客取引が減少したあおりを受けました。

フィクスト・インカム業務の営業収益は、当四半期に 7 億 8000 万ユーロとなり、前年同期比 27.1%<sup>1</sup> の減収でした。なお、2012 年度第 3 四半期は、欧州中央銀行が国債買い入れプログラムである **Outright Monetary Transactions (OMT)** を発表したことによる恩恵を受けていました。当四半期において、顧客取引低迷の影響を受けたのは主に金利業務であり、一方、クレジット業務は好成績を上げました。当ビジネスユニットは、ユーロ建て全社債で第 2 位にランクインするとともに、全ての国際債券発行で第 8 位を獲得し、当四半期においても債券発行業務におけるリーダー的地位を確認しました。

株式およびアドバイザー業務の営業収益は、当四半期に 4 億 8400 万ユーロに上り、前年同期比 13.7%<sup>1</sup> の増収を果たしました。これにはとりわけ、欧州を始めとする株式市場で顧客の取引が活発化したことに加え、仕組商品が好調であったことが貢献しました。当ビジネスユニットはまた、欧州におけるエクイティリンク債でブックランナー第 3 位を獲得し、エクイティリンク債でのリーダー的地位を確認しました。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。



コーポレートバンキング業務の営業収益は、当四半期も引き続き 2012 年度事業適応計画の影響を受けており、融資残高の縮小（前年同期末比-10.9%）に伴い、前年同期から 9.3%<sup>1</sup> 減収の 7 億 6900 万ユーロとなりました。ただしアジアでは、事業開発計画の実施に伴い増収となりました。

当ビジネスユニットは、欧州におけるシンジケートローンでブックランナーのリーダー的地位を確認し、主要な市場セグメントで上位に入るとともに、当四半期においても「オリジネート・トゥ・ディストリビュート」アプローチに基づく取引を開発しました。融資残高は 2013 年 9 月末現在で 1022 億ユーロに上り、2013 年 6 月末から安定推移しました。預金残高は当四半期末に 588 億ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期末と比べて 10.3%増加しました。これには預金の集積努力の強化とキャッシュマネジメント業務の発展が貢献しました。キャッシュマネジメントは、法人顧客部門で世界第 4 位にランクイン（出所：Euromoney）するとともに、重要なマニフェストを複数獲得することにより、業界での地位を高めました。

CIB の営業費用は当四半期に 14 億 3100 万ユーロとなり、2012 年度第 3 四半期と比べて 2.1%<sup>2</sup> 増加しました。事業開発に関わる投資（特にアジア、北米、およびキャッシュマネジメント業務において）に加え、システミックリスク税の増加が負担となりました。

CIB のリスク費用は、当四半期に 6200 万ユーロの低水準となり、前年同期から 1 億 2800 万ユーロ減少しました。コーポレートバンキング業務では、当四半期のリスク費用は融資残高の 31bp 相当となりました。

以上から、CIB の税引前利益は当四半期に 5 億 5200 万ユーロで、前年同期と比べて 22.0%<sup>2</sup> の減益となりました。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、CIB の営業収益は前年同期と比べて 12.6%<sup>2</sup> 減少し、65 億 9800 万ユーロとなりました。アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務では、フィクスト・インカム業務の市場環境がマイナスに作用し、営業収益は 14.0%<sup>2</sup> 減少しました。コーポレートバンキング業務の営業収益は、2012 年度事業適応計画の一環として縮小した融資残高に沿うかたちで、12.0%<sup>3</sup> の減収となりました。営業費用は、当第 3 四半期累計期間において前年同期比 5.0%<sup>2</sup> 減少しました。これは、特にアジア、北米、およびキャッシュマネジメント業務で事業開発投資が負担となったものの、Simple & Efficient 計画の効果がそれを上回って発揮されたことによるものです。その結果、CIB の営業収益対コスト比率は、当累計期間に 67.1%になりました。リスク費用は 3 億 4800 万ユーロで、2012 年度第 3 四半期累計期間の 2 億 8700 万ユーロと比べて上昇しました。ただし、前年同期のリスク費用は、多額の貸倒引当金戻入益が計上された影響で低水準でした。以上から、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 18 億 5500 万ユーロとなり、前年同期と比べて 30.0%<sup>2</sup> の減益でした。

\*  
\* \*

## コーポレート・センター

コーポレート・センターの当四半期の営業収益は -2 億 3900 万ユーロとなり、これに対し前年同期は -3 億 6600 万ユーロでした。当四半期の営業収益に影響した主な要因として、自己負債の再評価に関わる修正額および債務価値調整額が -1 億 3800 万ユーロであったのに対し（前年同期は-7 億 7400 万ユーロ）、プリンシパル・インベストメントによる多額のプラスの貢献、および中央銀行預け金に関わる負担がありました。

<sup>1</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、2012 年度第 3 四半期の資産売却による影響（正味-6500 万ユーロ）を除く。

<sup>2</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

<sup>3</sup> 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、2012 年度第 3 四半期累計期間の資産売却による影響（正味-6400 万ユーロ）を除く。

また、前年同期の営業収益には、カーディフ・ヴィタおよびフォルティスの銀行勘定に関わる公正価値調整額の償却額 5 億 7900 万ユーロが含まれていました（うち、4 億 2700 万ユーロは一時項目）。

営業費用は当四半期に 2 億 7900 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 2 億 6300 万ユーロでした。当四半期の営業費用には Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 1 億 4500 万ユーロが含まれています（前年同期には事業再編費用として 6600 万ユーロを計上）。

当四半期のリスク費用は、純額で 600 万ユーロの貸倒引当金戻入益となりました（前年同期は、純額で 6200 万ユーロの戻入益）。営業外損益は当四半期に 4300 万ユーロの利益となりました（前年同期は 2000 万ユーロの損失）。

以上から、コーポレート・センターの当四半期の税引前損益は 4 億 6900 万ユーロの損失となり、対して、前年同期は 5 億 8700 万ユーロの損失でした。

2013 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、コーポレート・センターの営業収益は -2 億 6300 万ユーロとなり、これに対し前年同期は -10 億 1900 万ユーロでした。当第 3 四半期累計期間の営業収益には、自己負債の再評価に関わる修正額および債務価値調整額が -5700 万ユーロ（前年同期は -13 億 3100 万ユーロ）、ロイヤルパーク・インベストメンツの資産処分による売却益が 2 億 1800 万ユーロ、および中央銀行預け金のマイナス影響が含まれていました。前年同期の営業収益にはまた、カーディフ・ヴィタおよびフォルティスの銀行勘定に関わる公正価値調整額の償却額 +9 億 900 万ユーロに加え、ソブリン債の売却損 -2 億 3200 万ユーロが含まれていました。

コーポレート・センターの営業費用は当第 3 四半期累計期間に 7 億 2400 万ユーロとなり、前年同期の 5 億 9500 万ユーロからの増加でした。当累計期間の営業費用には、Simple & Efficient 計画に関わる変革費用 3 億 7400 万ユーロが含まれていました。対して、前年同期の営業費用には、事業再編費用 2 億 3500 万ユーロが含まれていました。

リスク費用に関しては、当第 3 四半期累計期間は純額で 2800 万ユーロの貸倒引当金戻入益が計上されました。対して、前年同期は純額で 3500 万ユーロの貸倒引当金戻入益でした。

営業外損益は当第 3 四半期累計期間に -4100 万ユーロの損失となりました。対して、前年同期の営業外損益は 17 億 1500 万ユーロの利益でしたが、これにはクレピエールに対する 28.7% 持分を売却したことによるキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロが特に影響していました。

税引前損益は当第 3 四半期累計期間に -10 億ユーロの損失となりましたが、対して前年同期は 1 億 3600 万ユーロの利益でした。

\*  
\* \*

## 財務構造

BNP パリバグループは、銀行業界で最も盤石なバランスシートを有する銀行の一つに入ります。

2013 年 9 月末現在、バーゼル 3 基準全面適用のエクイティ Tier 1 比率<sup>1</sup>は 10.8% となり、2013 年 6 月末と比べて 40bp の改善でした。これには主に次の要因が影響しています：前年度の配当性向を適用する通常の仮定に基づき計算した、2013 年度第 3 四半期の純利益による貢献 (+15bp)、および、主に市場取引に関

<sup>1</sup> 経過措置なしで全ての CRD4（資本要求指令 4）規則を BNP パリバが適用した結果であり、CRD4 の内容は一部解釈に依存するところがある。

わるリスクの低下から、リスク加重資産圧縮による効果 (+20bp)。これは、新たな規制環境にあっても、当グループが極めて高い自己資本比率を確保していることを示しています。

Tier 1 資本全体に基づき算定される、バーゼル 3 基準全面適用のレバレッジレシオ<sup>1</sup>は、2013 年 9 月末現在で 3.8%に達し、2018 年 1 月 1 日以降に規制上要求される、最低水準の 3.0%を既に上回っています。

グループの即時利用可能な余剰資金は、当四半期末現在で 2390 億ユーロに上りました（対して、2013 年 6 月末現在は 2360 億ユーロ）。これは短期のホールセール資金の 155%に相当し、また、1 年以上、資金に余裕ができることを意味します。

\*  
\* \*

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は、次のように述べています。

「BNP パリバグループは、底堅い営業収益や継続的なコスト抑制努力に加えリスク費用の低下を受けて、当四半期に 14 億ユーロの純利益を収めました。

極めて高い自己資本比率と余剰資金の増加を伴う盤石な財務体質を背景に、グループは、2014 年初頭に発表予定の『2014-2016 年度事業開発計画』の準備を進めています。

従業員の献身に支えられて、BNP パリバグループは積極的に実体経済への資金供給を行うとともに、世界各国の顧客をサポートしています。」

---

<sup>1</sup> 経過措置なしで全ての CRD4（資本要求指令 4）規則を BNP パリバが適用した結果であり、CRD4 の内容は一部解釈に依存するところがある。

## 連結損益計算書

	3Q13	3Q12	3Q13 / 3Q12	2Q13	3Q13/ 2Q13	9M13	9M12	9M13 / 9M12
<i>(単位：百万ユーロ)</i>								
営業収益	9,287	9,693	-4.2%	9,917	-6.4%	29,259	29,677	-1.4%
営業費用および減価償却費	-6,426	-6,562	-2.1%	-6,291	+2.1%	-19,231	-19,742	-2.6%
営業総利益	2,861	3,131	-8.6%	3,626	-21.1%	10,028	9,935	+0.9%
リスク費用	-892	-944	-5.5%	-1,109	-19.6%	-2,979	-2,742	+8.6%
営業利益	1,969	2,187	-10.0%	2,517	-21.8%	7,049	7,193	-2.0%
関連会社損益	126	88	+43.2%	71	+77.5%	232	361	-35.7%
その他営業外項目	13	31	-58.1%	112	-88.4%	142	1,679	-91.5%
営業外損益	139	119	+16.8%	183	-24.0%	374	2,040	-81.7%
税引前利益	2,108	2,306	-8.6%	2,700	-21.9%	7,423	9,233	-19.6%
法人税	-609	-737	-17.4%	-771	-21.0%	-2,201	-2,580	-14.7%
少数株主帰属純利益	-141	-243	-42.0%	-166	-15.1%	-517	-608	-15.0%
株主帰属純利益	1,358	1,326	+2.4%	1,763	-23.0%	4,705	6,045	-22.2%
営業収益対コスト比率	69.2%	67.7%	+1.5 pt	63.4%	+5.8 pt	65.7%	66.5%	-0.8 pt

**BNP パリバの 2013 年度第 3 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。**

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results (業績)」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers) の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

## 2013年度第3四半期 — コア事業部門別業績

(単位：百万ユーロ)	リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
	<b>営業収益</b>	<b>5,950</b>	<b>1,543</b>	<b>2,033</b>	<b>9,526</b>	<b>-239</b>
対前年同期比	-3.4%	+1.8%	-14.6%	-5.3%	-34.7%	-4.2%
対前四半期比	-3.7%	-3.4%	-3.4%	-3.6%	n.s.	-6.4%
営業費用および減価償却費	-3,643	-1,073	-1,431	-6,147	-279	-6,426
対前年同期比	-2.7%	-0.4%	-3.0%	-2.4%	+6.1%	-2.1%
対前四半期比	-0.2%	+0.8%	+1.9%	+0.5%	+62.2%	+2.1%
<b>営業総利益</b>	<b>2,307</b>	<b>470</b>	<b>602</b>	<b>3,379</b>	<b>-518</b>	<b>2,861</b>
対前年同期比	-4.5%	+7.1%	-33.5%	-10.1%	-17.6%	-8.6%
対前四半期比	-8.7%	-12.0%	-13.9%	-10.1%	n.s.	-21.1%
リスク費用	-837	1	-62	-898	6	-892
対前年同期比	+2.1%	-75.0%	-67.4%	-10.7%	-90.3%	-5.5%
対前四半期比	-7.7%	n.s.	-69.9%	-20.3%	-66.7%	-19.6%
<b>営業利益</b>	<b>1,470</b>	<b>471</b>	<b>540</b>	<b>2,481</b>	<b>-512</b>	<b>1,969</b>
対前年同期比	-7.9%	+6.3%	-24.5%	-9.9%	-9.7%	-10.0%
対前四半期比	-9.2%	-9.4%	+9.5%	-5.7%	n.s.	-21.8%
関連会社損益	50	34	9	93	33	126
その他営業外項目	-1	1	3	3	10	13
<b>税引前利益</b>	<b>1,519</b>	<b>506</b>	<b>552</b>	<b>2,577</b>	<b>-469</b>	<b>2,108</b>
対前年同期比	-9.2%	+1.6%	-23.7%	-10.9%	-20.1%	-8.6%
対前四半期比	-14.8%	-10.3%	+11.1%	-9.4%	n.s.	-21.9%

(単位：百万ユーロ)	リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
	<b>営業収益</b>	<b>5,950</b>	<b>1,543</b>	<b>2,033</b>	<b>9,526</b>	<b>-239</b>
前年同期	6,162	1,516	2,381	10,059	-366	9,693
前四半期	6,176	1,598	2,104	9,878	39	9,917
営業費用および減価償却費	-3,643	-1,073	-1,431	-6,147	-279	-6,426
前年同期	-3,746	-1,077	-1,476	-6,299	-263	-6,562
前四半期	-3,650	-1,064	-1,405	-6,119	-172	-6,291
<b>営業総利益</b>	<b>2,307</b>	<b>470</b>	<b>602</b>	<b>3,379</b>	<b>-518</b>	<b>2,861</b>
前年同期	2,416	439	905	3,760	-629	3,131
前四半期	2,526	534	699	3,759	-133	3,626
リスク費用	-837	1	-62	-898	6	-892
前年同期	-820	4	-190	-1,006	62	-944
前四半期	-907	-14	-206	-1,127	18	-1,109
<b>営業利益</b>	<b>1,470</b>	<b>471</b>	<b>540</b>	<b>2,481</b>	<b>-512</b>	<b>1,969</b>
前年同期	1,596	443	715	2,754	-567	2,187
前四半期	1,619	520	493	2,632	-115	2,517
関連会社損益	50	34	9	93	33	126
前年同期	47	41	15	103	-15	88
前四半期	54	36	3	93	-22	71
その他営業外項目	-1	1	3	3	10	13
前年同期	29	14	-7	36	-5	31
前四半期	109	8	1	118	-6	112
<b>税引前利益</b>	<b>1,519</b>	<b>506</b>	<b>552</b>	<b>2,577</b>	<b>-469</b>	<b>2,108</b>
前年同期	1,672	498	723	2,893	-587	2,306
前四半期	1,782	564	497	2,843	-143	2,700
法人税						-609
少数株主帰属純利益						-141
<b>株主帰属純利益</b>						<b>1,358</b>

## 2013年度第3四半期累計期間（1-9月）－ コア事業部門別業績

(単位：百万ユーロ)		リテール バンキング 事業	インベストメ ント・ソリュー ションズ 事業	コーポレー トバンキング・ 投資銀行 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ合計
<b>営業収益</b>		<b>18,220</b>	<b>4,704</b>	<b>6,598</b>	<b>29,522</b>	<b>-263</b>	<b>29,259</b>
	対前年同期比	-0.8%	+2.2%	-14.7%	-3.8%	-74.2%	-1.4%
営業費用および減価償却費		-10,890	-3,191	-4,426	-18,507	-724	-19,231
	対前年同期比	-2.5%	-0.0%	-7.5%	-3.3%	+21.7%	-2.6%
<b>営業総利益</b>		<b>7,330</b>	<b>1,513</b>	<b>2,172</b>	<b>11,015</b>	<b>-987</b>	<b>10,028</b>
	対前年同期比	+1.9%	+7.2%	-26.3%	-4.6%	-38.8%	+0.9%
リスク費用		-2,639	-20	-348	-3,007	28	-2,979
	対前年同期比	+6.4%	+100.0%	+21.3%	+8.3%	-20.0%	+8.6%
<b>営業利益</b>		<b>4,691</b>	<b>1,493</b>	<b>1,824</b>	<b>8,008</b>	<b>-959</b>	<b>7,049</b>
	対前年同期比	-0.4%	+6.6%	-31.5%	-8.7%	-39.3%	-2.0%
関連会社損益		154	105	27	286	-54	232
その他営業外項目		112	13	4	129	13	142
<b>税引前利益</b>		<b>4,957</b>	<b>1,611</b>	<b>1,855</b>	<b>8,423</b>	<b>-1,000</b>	<b>7,423</b>
	対前年同期比	+1.2%	+6.8%	-31.1%	-7.4%	n.s.	-19.6%
法人税							-2,201
少数株主帰属純利益							-517
<b>株主帰属純利益</b>							<b>4,705</b>

## 連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>グループ</b>							
営業収益	9,287	9,917	10,055	9,395	9,693	10,098	9,886
営業費用および減価償却費	-6,426	-6,291	-6,514	-6,801	-6,562	-6,335	-6,845
営業総利益	2,861	3,626	3,541	2,594	3,131	3,763	3,041
リスク費用	-892	-1,109	-978	-1,199	-944	-853	-945
営業利益	1,969	2,517	2,563	1,395	2,187	2,910	2,096
関連会社損益	126	71	35	128	88	119	154
その他営業外項目	13	112	17	-377	31	-42	1,690
税引前利益	2,108	2,700	2,615	1,146	2,306	2,987	3,940
法人税	-609	-771	-821	-481	-737	-915	-928
少数株主帰属純利益	-141	-166	-210	-146	-243	-222	-143
株主帰属純利益	1,358	1,763	1,584	519	1,326	1,850	2,869
営業収益対コスト比率	69.2%	63.4%	64.8%	72.4%	67.7%	62.7%	69.2%

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
リテールバンキング（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く							
営業収益	6,055	6,247	6,200	6,154	6,212	6,246	6,248
営業費用および減価償却費	-3,701	-3,710	-3,653	-3,865	-3,801	-3,763	-3,772
営業総利益	2,354	2,537	2,547	2,289	2,411	2,483	2,476
リスク費用	-838	-908	-897	-1,024	-822	-832	-827
営業利益	1,516	1,629	1,650	1,265	1,589	1,651	1,649
営業外損益	50	163	54	103	76	51	60
税引前利益	1,566	1,792	1,704	1,368	1,665	1,702	1,709
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-56	-55	-57	-51	-48	-53	-56
リテールバンキング税引前利益	1,510	1,737	1,647	1,317	1,617	1,649	1,653
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	33.0	33.2	33.1	33.7	33.7	33.7	34.0
(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
リテールバンキング（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	5,950	6,176	6,094	6,160	6,162	6,084	6,115
営業費用および減価償却費	-3,643	-3,650	-3,597	-3,807	-3,746	-3,707	-3,718
営業総利益	2,307	2,526	2,497	2,353	2,416	2,377	2,397
リスク費用	-837	-907	-895	-1,025	-820	-833	-827
営業利益	1,470	1,619	1,602	1,328	1,596	1,544	1,570
営業外損益	49	163	54	102	76	51	60
税引前利益	1,519	1,782	1,656	1,430	1,672	1,595	1,630
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	33.0	33.2	33.1	33.7	33.7	33.7	34.0
(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
国内市場（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く							
営業収益	3,927	3,973	3,989	3,845	3,901	3,961	4,023
営業費用および減価償却費	-2,521	-2,477	-2,433	-2,593	-2,532	-2,494	-2,468
営業総利益	1,406	1,496	1,556	1,252	1,369	1,467	1,555
リスク費用	-451	-465	-423	-470	-358	-381	-364
営業利益	955	1,031	1,133	782	1,011	1,086	1,191
関連会社損益	11	14	12	8	11	10	11
その他営業外項目	-1	-2	1	-5	1	0	3
税引前利益	965	1,043	1,146	785	1,023	1,096	1,205
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-56	-55	-57	-51	-48	-53	-56
国内市場税引前利益	909	988	1,089	734	975	1,043	1,149
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	20.3	20.5	20.6	21.2	21.2	21.3	21.5
(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
国内市場（フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	3,822	3,902	3,883	3,851	3,851	3,799	3,890
営業費用および減価償却費	-2,463	-2,417	-2,377	-2,535	-2,477	-2,438	-2,414
営業総利益	1,359	1,485	1,506	1,316	1,374	1,361	1,476
リスク費用	-450	-464	-421	-471	-356	-382	-364
営業利益	909	1,021	1,085	845	1,018	979	1,112
関連会社損益	10	14	12	7	11	10	11
その他営業外項目	-1	-2	1	-5	1	0	3
税引前利益	918	1,033	1,098	847	1,030	989	1,126
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	20.3	20.5	20.6	21.2	21.2	21.3	21.5

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。



(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）*							
営業収益	1,743	1,787	1,785	1,757	1,767	1,716	1,790
うち受取利息純額	1,044	1,087	1,085	1,065	1,063	1,020	1,071
うち手数料	699	700	700	692	704	696	719
営業費用および減価償却費	-1,151	-1,087	-1,081	-1,170	-1,158	-1,108	-1,101
営業総利益	592	700	704	587	609	608	689
リスク費用	-90	-88	-80	-80	-66	-85	-84
営業利益	502	612	624	507	543	523	605
営業外損益	1	1	2	2	1	1	0
税引前利益	503	613	626	509	544	524	605
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-35	-32	-35	-29	-29	-30	-33
フランス国内リテールバンキング税引前利益	468	581	591	480	515	494	572
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	7.4	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む）* PEL/CELの影響を除く							
営業収益	1,734	1,742	1,776	1,644	1,712	1,770	1,813
うち受取利息純額	1,035	1,042	1,076	952	1,008	1,074	1,094
うち手数料	699	700	700	692	704	696	719
営業費用および減価償却費	-1,151	-1,087	-1,081	-1,170	-1,158	-1,108	-1,101
営業総利益	583	655	695	474	554	662	712
リスク費用	-90	-88	-80	-80	-66	-85	-84
営業利益	493	567	615	394	488	577	628
営業外損益	1	1	2	2	1	1	0
税引前利益	494	568	617	396	489	578	628
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-35	-32	-35	-29	-29	-30	-33
フランス国内リテールバンキング税引前利益	459	536	582	367	460	548	595
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	7.4	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
フランス国内リテールバンキング（フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む）							
営業収益	1,680	1,725	1,721	1,700	1,709	1,658	1,730
営業費用および減価償却費	-1,122	-1,057	-1,053	-1,141	-1,130	-1,079	-1,074
営業総利益	558	668	668	559	579	579	656
リスク費用	-90	-88	-79	-80	-65	-86	-84
営業利益	468	580	589	479	514	493	572
営業外損益	0	1	2	1	1	1	0
税引前利益	468	581	591	480	515	494	572
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	7.4	7.5	7.5	7.7	7.8	7.8	7.9

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>BNL バンカ・コメルシアレ (イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む) *</b>							
営業収益	797	816	823	834	810	813	816
営業費用および減価償却費	-432	-441	-438	-485	-440	-448	-445
営業総利益	365	375	385	349	370	365	371
リスク費用	-287	-295	-296	-283	-229	-230	-219
営業利益	78	80	89	66	141	135	152
営業外損益	0	0	0	1	0	0	0
税引前利益	78	80	89	67	141	135	152
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-5	-5	-5	-3	-3	-7	-5
<b>BNL bc 税引前利益</b>	<b>73</b>	<b>75</b>	<b>84</b>	<b>64</b>	<b>138</b>	<b>128</b>	<b>147</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.4

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>BNL バンカ・コメルシアレ (イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む)</b>							
営業収益	784	804	811	824	800	801	805
営業費用および減価償却費	-424	-434	-431	-478	-433	-443	-439
営業総利益	360	370	380	346	367	358	366
リスク費用	-287	-295	-296	-283	-229	-230	-219
営業利益	73	75	84	63	138	128	147
営業外損益	0	0	0	1	0	0	0
税引前利益	73	75	84	64	138	128	147
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4	6.3	6.4

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>ベルギー国内リテールバンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む) *</b>							
営業収益	842	844	838	817	833	837	841
営業費用および減価償却費	-611	-621	-598	-613	-612	-621	-604
営業総利益	231	223	240	204	221	216	237
リスク費用	-31	-43	-21	-51	-28	-41	-37
営業利益	200	180	219	153	193	175	200
関連会社損益	2	1	1	4	4	4	5
その他営業外項目	-1	-3	1	-5	1	2	3
税引前利益	201	178	221	152	198	181	208
インベストメント・ソリューションズ帰属利益	-14	-17	-16	-18	-15	-16	-17
<b>ベルギー国内リテールバンキング税引前利益</b>	<b>187</b>	<b>161</b>	<b>205</b>	<b>134</b>	<b>183</b>	<b>165</b>	<b>191</b>
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.5	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>ベルギー国内リテールバンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む)</b>							
営業収益	807	804	802	780	798	801	804
営業費用および減価償却費	-591	-599	-579	-593	-593	-601	-584
営業総利益	216	205	223	187	205	200	220
リスク費用	-30	-42	-20	-52	-27	-41	-37
営業利益	186	163	203	135	178	159	183
関連会社損益	2	1	1	4	4	4	5
その他営業外項目	-1	-3	1	-5	1	2	3
税引前利益	187	161	205	134	183	165	191
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.5	3.5	3.6	3.7	3.6	3.6	3.6

\* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む。

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>パーソナル・ファイナンス</b>							
営業収益	1,166	1,235	1,178	1,267	1,240	1,244	1,231
営業費用および減価償却費	-518	-557	-547	-571	-589	-595	-645
営業総利益	648	678	631	696	651	649	586
リスク費用	-339	-378	-377	-432	-364	-374	-327
営業利益	309	300	254	264	287	275	259
関連会社損益	14	12	17	18	21	24	24
その他営業外項目	-1	0	1	67	24	4	0
税引前利益	322	312	272	349	332	303	283
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	4.9	4.8	4.8	5.0	5.0	5.0	5.1
<b>欧州・地中海沿岸諸国</b>							
営業収益	406	482	474	481	454	448	413
営業費用および減価償却費	-313	-330	-327	-345	-323	-333	-318
営業総利益	93	152	147	136	131	115	95
リスク費用	-48	-53	-71	-89	-66	-45	-90
営業利益	45	99	76	47	65	70	5
関連会社損益	26	28	21	17	15	13	20
その他営業外項目	0	110	-1	1	1	-1	1
税引前利益	71	237	96	65	81	82	26
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	3.6	3.6	3.5	3.5	3.5	3.4	3.3
<b>バンクウェスト</b>							
営業収益	556	557	559	561	617	593	581
営業費用および減価償却費	-349	-346	-346	-356	-357	-341	-341
営業総利益	207	211	213	205	260	252	240
リスク費用	0	-12	-26	-33	-34	-32	-46
営業利益	207	199	187	172	226	220	194
営業外損益	1	1	3	-3	3	1	1
税引前利益	208	200	190	169	229	221	195
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.0	4.0

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
インベストメント・ソリューションズ							
営業収益	1,543	1,598	1,563	1,601	1,516	1,566	1,521
営業費用および減価償却費	-1,073	-1,064	-1,054	-1,136	-1,077	-1,069	-1,046
営業総利益	470	534	509	465	439	497	475
リスク費用	1	-14	-7	64	4	-3	-11
営業利益	471	520	502	529	443	494	464
関連会社損益	34	36	35	51	41	35	9
その他営業外項目	1	8	4	1	14	1	7
税引前利益	506	564	541	581	498	530	480
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	8.3	8.3	8.3	8.1	8.0	7.9	7.9

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
富裕層向け資産運用							
営業収益	671	702	702	738	682	710	706
営業費用および減価償却費	-520	-514	-509	-561	-523	-529	-522
営業総利益	151	188	193	177	159	181	184
リスク費用	0	-14	-3	54	3	1	-6
営業利益	151	174	190	231	162	182	178
関連会社損益	6	8	7	7	6	12	7
その他営業外項目	1	6	0	0	10	1	5
税引前利益	158	188	197	238	178	195	190
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.9

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
保険							
営業収益	517	510	538	525	495	475	475
営業費用および減価償却費	-257	-255	-257	-274	-253	-241	-234
営業総利益	260	255	281	251	242	234	241
リスク費用	1	0	-4	2	1	-4	-5
営業利益	261	255	277	253	243	230	236
関連会社損益	28	29	28	41	35	23	1
その他営業外項目	0	2	4	0	-2	1	1
税引前利益	289	286	309	294	276	254	238
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	6.0	6.0	6.0	5.7	5.6	5.6	5.5

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
証券管理							
営業収益	355	386	323	338	339	381	340
営業費用および減価償却費	-296	-295	-288	-301	-301	-299	-290
営業総利益	59	91	35	37	38	82	50
リスク費用	0	0	0	8	0	0	0
営業利益	59	91	35	45	38	82	50
営業外損益	0	-1	0	4	6	-1	2
税引前利益	59	90	35	49	44	81	52
配賦資本（十億ユーロ、年初末）	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>コーポレートバンキング・投資銀行</b>							
営業収益	2,033	2,104	2,461	1,983	2,381	2,230	3,121
営業費用および減価償却費	-1,431	-1,405	-1,590	-1,525	-1,476	-1,407	-1,901
営業総利益	602	699	871	458	905	823	1,220
リスク費用	-62	-206	-80	-206	-190	-19	-78
営業利益	540	493	791	252	715	804	1,142
関連会社損益	9	3	15	4	15	6	14
その他営業外項目	3	1	0	1	-7	1	2
税引前利益	552	497	806	257	723	811	1,158
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	14.8	14.8	14.6	16.3	16.7	17.2	18.1

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット</b>							
営業収益	1,264	1,257	1,682	1,150	1,576	1,207	2,249
営業費用および減価償却費	-1,032	-946	-1,179	-1,083	-1,068	-962	-1,474
営業総利益	232	311	503	67	508	245	775
リスク費用	15	-83	-14	13	-17	-94	37
営業利益	247	228	489	80	491	151	812
関連会社損益	3	-2	9	-1	2	2	9
その他営業外項目	3	1	0	-2	-7	1	2
税引前利益	253	227	498	77	486	154	823
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	7.3	7.3	7.0	7.9	8.1	8.3	8.8

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>コーポレートバンキング</b>							
営業収益	769	847	779	833	805	1,023	872
営業費用および減価償却費	-399	-459	-411	-442	-408	-445	-427
営業総利益	370	388	368	391	397	578	445
リスク費用	-77	-123	-66	-219	-173	75	-115
営業利益	293	265	302	172	224	653	330
営業外損益	6	5	6	8	13	4	5
税引前利益	299	270	308	180	237	657	335
配賦資本 (十億ユーロ、年初末)	7.5	7.6	7.6	8.4	8.6	8.9	9.3

(単位：百万ユーロ)	3Q13	2Q13	1Q13	4Q12	3Q12	2Q12	1Q12
<b>コーポレート・センター (クレピエールを含む)</b>							
営業収益	-239	39	-63	-349	-366	218	-871
営業費用および減価償却費	-279	-172	-273	-333	-263	-152	-180
うち事業再編費用	-145	-74	-155	-174	-66	-104	-65
営業総利益	-518	-133	-336	-682	-629	66	-1,051
リスク費用	6	18	4	-32	62	2	-29
営業利益	-512	-115	-332	-714	-567	68	-1,080
関連会社損益	33	-22	-65	31	-15	31	76
その他営業外項目	10	-6	9	-439	-5	-48	1,676
税引前利益	-469	-143	-388	-1,122	-587	51	672

## 連結貸借対照表 — 2013年9月30日現在

(単位:百万ユーロ)	2013年9月30日	2012年12月31日 <sup>(1)</sup>
<b>資産の部</b>		
現金および中央銀行預け金	66,257	103,190
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	-	-
トレーディング金融資産	172,817	143,465
貸出金およびレボ取引	168,290	146,899
純損益を通じて公正価値で測定する商品	65,703	62,800
デリバティブ金融商品	320,460	410,635
ヘッジ目的デリバティブ	9,807	14,267
売却可能金融資産	200,218	192,506
金融機関貸出金および債権	72,465	40,406
顧客貸出金および債権	610,987	630,520
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整額	3,932	5,836
満期保有目的金融資産	9,856	10,284
当期および繰延税金資産	8,675	8,732
未収収益およびその他の資産	108,821	99,207
保険契約者余剰金	-	-
関連会社に対する投資	6,762	7,031
投資不動産	710	927
有形固定資産	17,072	17,319
無形固定資産	2,510	2,585
のれん	10,278	10,591
<b>資産合計</b>	<b>1,855,621</b>	<b>1,907,200</b>
<b>負債の部</b>		
中央銀行預金	2,210	1,532
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
トレーディング金融負債	76,055	52,432
借入金およびレボ取引	227,049	203,063
純損益を通じて公正価値で測定する商品	44,116	43,530
デリバティブ金融商品	314,720	404,598
ヘッジ目的デリバティブ	13,980	17,286
金融機関預金	84,042	111,735
顧客預金	552,547	539,513
負債証券	173,137	173,198
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整額	1,002	2,067
当期および繰延税金負債	2,680	2,943
未払費用およびその他の負債	93,803	86,691
保険会社の責任準備金	152,035	147,992
偶発債務引当金	11,135	11,380
劣後債	12,499	15,223
<b>負債合計</b>	<b>1,761,009</b>	<b>1,813,183</b>
<b>純資産の部</b>		
資本金、払込剰余金、および利益剰余金	79,875	75,654
株主帰属当期純利益	4,705	6,564
資本金、利益剰余金、および株主帰属当期純利益合計	84,580	82,218
資本に直接認識される資産および負債の変動	2,064	3,226
<b>株主資本合計</b>	<b>86,644</b>	<b>85,444</b>
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益	7,695	8,161
資本に直接認識される資産および負債の変動	272	412
<b>少数株主持分合計</b>	<b>7,967</b>	<b>8,573</b>
<b>純資産合計</b>	<b>94,612</b>	<b>94,017</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,855,621</b>	<b>1,907,200</b>

<sup>(1)</sup> 改訂 IAS 第 19 号に基づき修正再表示済み。

2013年11月13日、ブリュッセル/パリ発

## ベルギー政府と BNP パリバの 共同プレスリリース

ベルギー政府と BNP パリバは、ベルギー政府が保有する BNP パリバ・フォルティスの 25%の持分を 32.5 億ユーロで BNP パリバに譲渡することにつき合意に達したことを発表します。

この持分は、2008-2009 年にフォルティス・バンク・ベルギー（現 BNP パリバ・フォルティス）の財政状態が悪化する中で、ベルギー政府がフォルティス・バンク・ベルギーの株式の 25%を（SFPI を通じて）保有し、残りの株式を BNP パリバが保有することとなった取引に端を発するものです。本年 5 月にロイヤル・パーク・インベストメントのストラクチャード・クレジットのポートフォリオの売却に成功したことに続き、今回の取引は、ベルギー政府によるフォルティス・バンク・ベルギーへの出資の処分が新たな局面に入ったことを示すものです。

2013 年 3 月 25 日に発表された BNP パリバ・フォルティスの戦略計画である「未来のための銀行」は引き続き実施され、BNP パリバ・フォルティスの企業統治は、2020 年まで取締役会に適切な人数のベルギー人独立取締役が入ることおよびベルギーに専門の拠点を置くこと等、今後もベルギーの会社としての属性を反映する予定です。

ベルギー政府は、本取引の実行により、約 9 億ユーロの売却益を実現する予定です。

本取引による BNP パリバ・グループの「バーゼル 3 普通株式等ティア 1」比率に対する悪影響は 50 ベーシス・ポイント程度であると見込まれており、本取引は 2013 年の 1 株当たり純利益の見通しを約 3%増加させる見込みです。

閣議の最後に、エリオ・ディルポ首相およびコエン・ジーン財務大臣は、次のように表明しました。「ベルギー政府が当初出資した際に掲げた目的は十分に達成された。BNP パリバ・フォルティスは、困難な環境にもかかわらず、約束を実行した。したがって、ベルギー政府が BNP パリバ・フォルティスから手を引く時期が到来した。我々は、同行がベルギー経済における役割を維持することができるものと確信している。32.5 億ユーロの売却手取金は、ベルギー政府の公的債務に関する目標を達成することに貢献するものである。さらに、ベルギー政府は、2 つのグループ全体のデータセンターを設置するための BNP パリバによるベルギーにおける巨額の投資を歓迎する。」

BNP パリバの最高経営責任者であるジャン・ローラン・ボナフェは、次のように表明しました。「ベルギー政府との協力関係は、BNP パリバ・フォルティスの従業員および顧客にとって最良の環境のもとで統合を実現していくのに必要な安定をもたらしたのであり、この協調関係について、引き続き当社の大株主の一人でもあるベルギー政府に感謝している。当社は、引き続き統合段階において有していたものと同様の指針に従い、BNP パリバ・フォルティスを労務問題および経済への貢献の両面について発展させていくつもりである。」

BNP パリバ・フォルティスの取締役会会長であるエルマン・デムスは、次のように表明しました。「BNP パリバとの統合は、当行のすべての利害関係者にとって有益であった。当行の株主である BNP パリバは、当行の顧客へのサービス戦略を全面的に支援し、今回の取引は、我々が顧客およびベルギー経済のために尽くす意思にいかなる影響も与えないものである。当行の顧客および従業員に、それぞれの貢献について御礼を申し上げたい。」

### 報道担当者

カリーヌ・ラウル +33 1 42 98 13 36  
イサベル・ウォルフ +33 1 57 43 89 26  
パスカル・エニス +33 1 40 14 65 14

carine.lauru@bnpparibas.com  
isabelle.wolff@bnpparibas.com  
pascal.henisse@bnpparibas.com

## 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

#### リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、国内市場部門、海外リテール・バンキング (IRB) 事業およびパーソナル・ファイナンス (PF) からなる。

#### **国内市場部門**

国内市場部門は、フランス (フランス国内のリテール・バンキング)、イタリア (BNL バンカ・コメルシアレ)、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス・ブランドで事業を行っているベルギー国内のリテール・バンキング) およびルクセンブルク (BGL ビー・エヌ・ピー・パリバ・ブランドで事業を行っているルクセンブルク国内のリテール・バンキング) からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワーク、ならびに3つの専門業務、すなわちアルバル (マルチブランドの包括的サービスの車両リース)、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション (設備融資から車両管理サービスまでのリースおよびレンタル・ソリューション) ならびにビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ (オンライン貯蓄および専門仲介業) からなる。さらに、富裕層向け資産管理業務部門は、国内市場におけるプライベート・バンキング・モデルを展開している。キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業のコーポレート・バンキング・ユニットと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。

国内市場部門は、預金およびオフバランスシート貯蓄の大規模な基盤を提供し、リテール顧客および法人顧客の両方をサポートし、国内経済の資金の供給源となり、先進的なリテール・バンキング事業を構築することにより、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって戦略的役割を果たしている。5つの横断的部門 (事業開発部門、IT 部門、業務部門、人事部門およびコミュニケーションズ部門) は、それぞれの専門知識を事業部門に提供している。

#### インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合することで、一般投資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な付加価値の高い商品およびサービスを世界中に提供する。



インベストメント・ソリューションズ事業は、極めて相補的な専門知識を有する以下の5つの事業部門により構成されている。

- ・保険事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ
- ・証券管理事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービズ
- ・プライベート・バンキング：ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
- ・資産運用事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
- ・不動産事業：ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイス、英国およびドイツを含むヨーロッパにおいて事業を展開し、主導的な地位を有している。インベストメント・ソリューションズ事業は、また、アジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合併事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

#### コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業（CIB）は、コーポレート・バンキング業務、アドバイザリー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客に提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、事業会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、当該事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築および維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザリーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。欧州において強固な基盤を有し、アジアおよび北米での事業の拡大を企図するビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業は、世界中の事業会社および金融機関にとって最高の欧州所在のビジネス・パートナーである。

## 2. 主要な経営指標等の推移

### (1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業収益	39,072	42,384	43,880	40,191	27,376

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
営業総利益	12,529	16,268	17,363	16,851	8,976

(単位：百万ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	6,564	6,050	7,843	5,832	3,021

(単位：%)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
株主資本利益率(注1)	8.9	8.8	12.3	10.8	6.6

(単位：十億ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
時価総額 (12月31日現在)	53.4	36.7	57.1	66.2	27.6

出典：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ) (ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
1株当たり純利益 (注1)(注5)	5.16	4.82	6.33	5.20	2.99
1株当たり純資産 (注2)(注5)	60.80	58.25	55.48	50.93	47.31
1株当たり配当金純額 (注5)	1.50	1.20	2.10	1.50	0.97
配当率(%) (注3)	29.7	25.1	33.4	32.3	33.0
株価					
最高値(注4)(注5)	44.83	59.93	60.38	58.58	73.29
最低値(注4)(注5)	24.54	22.72	40.81	20.08	27.70
年度末(注5)	42.61	30.35	47.61	55.90	29.40
CAC 40インデックス (12月31日現在)	3,641.07	3,159.81	3,804.78	3,936.33	3,217.97

(注1) 期中発行済平均株式数に基づく。

- (注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。  
 (注3) 1株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。  
 (注4) 取引中に記録された数値を示している。  
 (注5) 上記のデータは、2009年9月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている(調整係数=0.971895)。

2013年4月18日に公表された2012年度四半期業績の再表示により、上記の表は、以下のとおり修正された。

- － 1株当たり純利益(2012年度) : 5.17 ユーロ
- － 1株当たり純資産(2012年度) : 60.50 ユーロ

#### 最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2013年 6月30日
資産合計	1,861,338
顧客預金	554,198
顧客貸出金および債権	623,587
株主資本合計(注1)	86,136
ティア1およびティア2資本比率	15.2%
ティア1資本比率	13.6%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2013年度 上半期
営業収益	19,972
営業総利益	7,167
営業利益	5,080
税引前当期純利益	5,315
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	3,347

## (2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2012年	2011年	2010年	2009年	2008年
<u>年度末資本金</u>					
資本金（ユーロ）	2,484,523,922	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528	1,824,192,214
発行済株式数	1,242,261,961	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764	912,096,107
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
収益合計（付加価値税を除く。）	30,015	31,033	28,426	33,104	48,642
税金、減価償却費および減損控除前利益	6,349	7,366	7,193	7,581	3,400
法人税費用	(1,273)	300	(118)	(540)	1,201
税金、減価償却費および減損控除後利益	5,812	3,466	3,465	4,009	715
総配当支払額	1,863	1,449	2,518	1,778	912
<u>1株当たり利益</u>					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	4.09	6.35	5.90	5.94	5.04
税金、減価償却費および減損控除後利益	4.68	2.87	2.89	3.38	0.78
1株当たり配当金	1.50	1.20	2.10	1.50	1.00
<u>人件費</u>					
年度末被雇用者数	48,896	49,784	49,671	46,801	47,443
給与合計（百万ユーロ）	3,915	3,829	3,977	3,812	3,112
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,488	1,212	1,141	1,750	1,053